

豊能町の図書館活動

令和元年度

豊能町立図書館

はじめに

当館は、開館以来「本と人をつなぐ」「情報と人をつなぐ」「人と人をつなぐ」を合言葉に、住民の皆様の暮らしに寄り添うことを目標に活動し、多くの方々にご利用をいただいています。

令和元年は、地域とつながる図書館として、地域住民との協働による図書館活動が充実した年になりました。

「図書館法」や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）に沿って、ボランティア活動に関する実施要綱を作成し、7月から正式にボランティア事業を開始しました。具体的には、本の修理、布絵本の制作、蔵書リユースフェアについてボランティアを導入し、地域住民による、図書館を支える活動が芽生えました。また、町内のボランティア団体による郷土史講座の開催や、子育て世代を対象にした図書館で過ごす休日の楽しみ方を提案するイベントの実施、さらに本のソムリエである小学生も参加した「本の紹介ゴッコ」の開催などを通して、図書館の空間から地域の中に日常的に人の交流やつながりが生まれています。

令和2年の年明けには、試行として「音座^{おんざ}図書館」と称する新しい催しを開催しました。これは、図書館を地域住民の文化・芸術活動の発表の場、またはその活動を通じての交流の場としてとらえ、住民と図書館が一緒に作り上げるコンサートをめざした、新しい視点の試みです。町在住のヘルマンハープ演奏家によるミニコンサートをブラウジングコーナーで楽しむという内容でしたが、盛況であったこともあり、今後も、音楽を楽しむイベントに取り組んでいきたいと考えております。

新しい動きで始まった令和2年ですが、コロナ禍という予想もしない事態の影響を受け、動き始めた「地域とつながる図書館活動」が、すべて停滞することになってしまいました。当館は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月21日以降の講座行事をすべて見合わせる事となり、さらに3月7日以降は臨時休館を余儀なくされました。休館中は、「いま図書館が出来ること」として、インターネットの予約受付と確保本の貸出を主な図書館サービスとして継続し、年度末を迎えるに至りました。

現在も厳重な感染防止対策を行った上での、制限された図書館活動を強いられておりますが、今後は、「コロナ禍における図書館はどうあるべきか。これからは図書館を舞台に人と人がどうつながっていくのか。」という、新しい生活様式における図書館のあり方を模索しながら、「豊能だから出来ること」を実践していく所存です。

令和2年10月
館長 藤木裕美

目 次

1 . 図書館の沿革	1
2 . 令和元年度(平成31年度)の主な動き	3
3 . 施設の案内	4
4 . 図書館協議会	5
5 . 基本統計	6
6 . 図書館費決算及び予算	6
7 . 利用統計	
①有効登録者数	7
②貸出人数・冊数の推移	8
③広域利用サービス登録者数・利用者数	9
④令和元年度貸出統計	10
⑤視聴覚資料利用状況等	11
⑥複写サービス	11
⑦予約受付	12
⑧相互貸借	12
⑨インターネット閲覧サービス	13
8 . 図書館資料	
①年度別蔵書冊数	14
②分類別蔵書冊数	15
③所蔵雑誌	16
9 . 図書館の催し	
(1) 講座・行事	
①講座、行事	17
②図書館講座「オトナの大学」	18
③図書館講座「豊能の歴史と自然」	18
④子育て支援事業	19
⑤子どもの読書推進事業	19
⑥共催事業	20
⑦リユースフェア	20
⑧学校・園に関する支援事業	20
⑨地域への協力事業	21
(2) 展示	
①The.ギャラリー展示	22
②ガラスの大箱展示	22
③本のテーマ展示	23
④利用者参加型展示	24
10 . 職員研修	25
11 . 図書館の指標	26
12 . 資料	27

1. 図書館の沿革

年 月 日	項 目
昭和59年 5月12日	町立図書館建設に関する検討報告書提出
昭和60年 9月10日	豊能町立図書館設置条例制定
11月20日	豊能町立図書館運営規則公布
12月11日	オープン
昭和63年 2月26日	図書館協議会「豊能町立図書館長期奉仕計画について」答申
4月25日	中央公民館図書室、火水木金土曜日の午後開室 高山配本所開設
平成 2年 3月2日	図書館協議会「昭和63年、平成元年度図書館協議会2年間の歩み」作成
平成 4年 2月6日	移動図書館「やまびこ」運行開始
平成 6年 3月31日	図書館協議会「豊能町立図書館長期奉仕計画について」第2次答申提出
平成 8年 3月27日	図書館協議会「豊能町立図書館運営に対する建議」提出
平成 9年 3月28日	図書館協議会「豊能町立図書館運営に対する建議」提出
平成 9年 4月1日	中央公民館図書室1Fにて開室
平成10年 3月1日	図書館協議会「豊能町立図書館運営に対する建議」提出
平成12年 2月22日	図書館協議会「新しい時代に応える住民サービスのあり方」要望書提出
平成14年 8月7日 ~ 12月18日	図書館テラスを閲覧スペースに改築工事
平成15年 1月12日	工事完了 図書館内新閲覧スペースとして提供開始
平成15年 9月1日	ホームページ開設
平成16年 2月1日	インターネット予約サービス試行
平成16年 4月1日	インターネット予約サービス本稼動
平成16年 9月1日	移動図書館「やまびこ」巡回コース変更
平成17年 3月1日	「豊能町子ども読書活動推進計画」策定
平成17年 8月18日 ~ 9月30日	図書館屋根改修工事
平成18年 4月1日	移動図書館「やまびこ」巡回数、コース変更
平成18年 6月21日 ~ 7月5日	図書館玄関庇柱脚補強工事
平成19年 3月24日	移動図書館「やまびこ」事業終了
平成19年 6月26日	移動図書館「やまびこ」高知県の町に無償譲渡
平成19年 11月7日	図書館協議会「職員の資質向上について」答申提出
平成19年 11月30日 ~ 平成20年2月12日	図書館屋根塗装改修工事
平成21年 1月22日・2月12日	「ゆっくり子育て」講座開催
平成21年 4月23日	優れた子ども読書活動実践により文部科学大臣より表彰を受ける。
平成22年 3月	福祉設備等改修工事
平成23年 12月15日 ~ 平成24年1月31日	図書館エントランス天井等改修工事
平成24年 1月	図書館システム更新(saas型クラウドコンピューター導入)
平成24年 6月1日	豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)による公立図書館広域利用開始(試行)
平成25年 9月7日 ~ 10月22日	図書館電動書架修繕工事

年 月 日	項 目
平成26年 7月	館外書庫移転
平成26年 10月7日	図書館協議会の再開
平成27年 4月1日	豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)による公立図書館広域利用 本格実施
平成27年 7月22日	図書館協議会 提言「豊能町立図書館のあるべき姿」提出
平成27年 11月5日 ~ 平成28年2月26日	図書館屋根改修工事
平成27年 12月	開館30周年(記念行事開催)
平成29年 2月1日	図書館システム更新
平成29年 7月1日	北摂地区7市3町による公立図書館広域利用開始
平成29年 10月	町制40周年・図書館開館30周年記念冊子「とよの思ひ出アーカイブ」発行
平成30年 1月4日	豊能町と川西市の公立図書館相互利用開始
平成30年 1月31日	館外書庫閉鎖
平成30年 5月1日	豊能町立図書館インターネット端末利用要綱制定 利用者用インターネット閲覧サービス開始
平成30年 8月1日	豊能町立図書館The.ギャラリー及びガラスの大箱利用要綱制定
平成30年 8月23日~24日	台風20号による被害で図書館内雨漏り発生
平成30年 9月4日	台風21号による被害で図書館建物が一部損壊(令和元年9月復旧)
平成30年 9月14日	豊能町立図書館における気象警報発令時の対応基準の運用開始
平成30年 11月8日~12月16日	川西市、猪名川町との合同読書キャンペーン「通勤通学に一冊の本を」
平成31年 3月22日	中央公民館図書室利用者用インターネット閲覧サービス開始
令和元年 6月27日~9月25日	屋根復旧工事(平成30年9月台風21号による被害)
令和元年 7月3日	豊能町立図書館ボランティア活動実施要綱制定
令和2年 1月7日	^{おんざ} 音座図書館「ニューイヤーコンサート」
令和2年 2月21日~(9月30日)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため図書館講座・行事を中止または延期
令和2年 3月7日~(5月31日)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため図書館サービスの一部休止(臨時休館)
令和2年 3月	豊能町生涯学習施設個別施設(長寿命化)計画策定
令和2年 3月	図書館ホームページリニューアル

2. 令和元年度(平成31年度)の主な動き

月 日	項 目
4月7日	としょかん映画会(こども☆えいが会、大人★映画会)第1回目の実施
4月23日	ブックスタート事業を保健福祉センターの4か月健診時に実施変更
5月	図書館トイレ環境改善(シートクリーナー・ソープディスペンサー設置)
5月19日	もっと図書館を楽しもう!「家族で過ごそう図書館リゾート」第1回
6月27日～9月25日	屋根復旧工事(平成30年9月台風21号による被害)
6月28日	豊能町立図書館運営規則の一部改正
7月3日	豊能町立図書館ボランティア活動実施要綱制定
7月24日	令和元年度図書館修理ボランティア活動開始
7月26日～9月27日	多目的トイレ改修及びベビーシート等設置工事
7月～8月	教育支援課連携事業「本のソムリエ認定講習会」(全4回)
8月16日	台風10号の影響による雨漏り発生
9月14日	豊能町ふれあいのつどいに初参加
9月17日～10月3日	図書館蔵書点検整理休館
9月26日	令和元年度第一回図書館協議会
9月27日	館内照明設置工事
10月4日	図書利用券のリニューアル
10月15日～18日	中央公民館図書室蔵書点検整理休館
10月23日～25日	町立吉川中学校生徒職場体験受け入れ
11月1日	デイリーカーナートイズミヤ光風台店から有料レジ袋収益金及びイズミヤ(株)社会環境寄付金による図書寄贈
11月10日	教育支援課連携事業「本のソムリエによる利き本紹介」
12月27日	図書館リユースフェアボランティア活動開始
1月7日	^{おんぞ} 音座図書館「ニューイヤーコンサート」
1月7日～3月6日	川西市立図書館とのコラボレーション企画「豊能を知る×川西を知る」
1月18日	講談社「全国訪問おはなし隊」本とあそぼう
2月8日	リユースフェア
2月21日～(9月30日)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため図書館講座・行事を中止または延期
3月7日～(5月31日)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため図書館サービスの一部休止(臨時休館)
3月	豊能町生涯学習施設個別施設(長寿命化)計画策定
3月	図書館ホームページのリニューアル

3. 施設の案内

【図書館】

開館日 火曜～日曜日
 開館時間 10:00～18:00
 休館日 月曜日
 毎月最終金曜日
 年末年始
 図書点検整理期間
 所在地 大阪府豊能郡豊能町
 光風台5-1-2
 TEL 072-738-3304
 FAX 072-738-5096

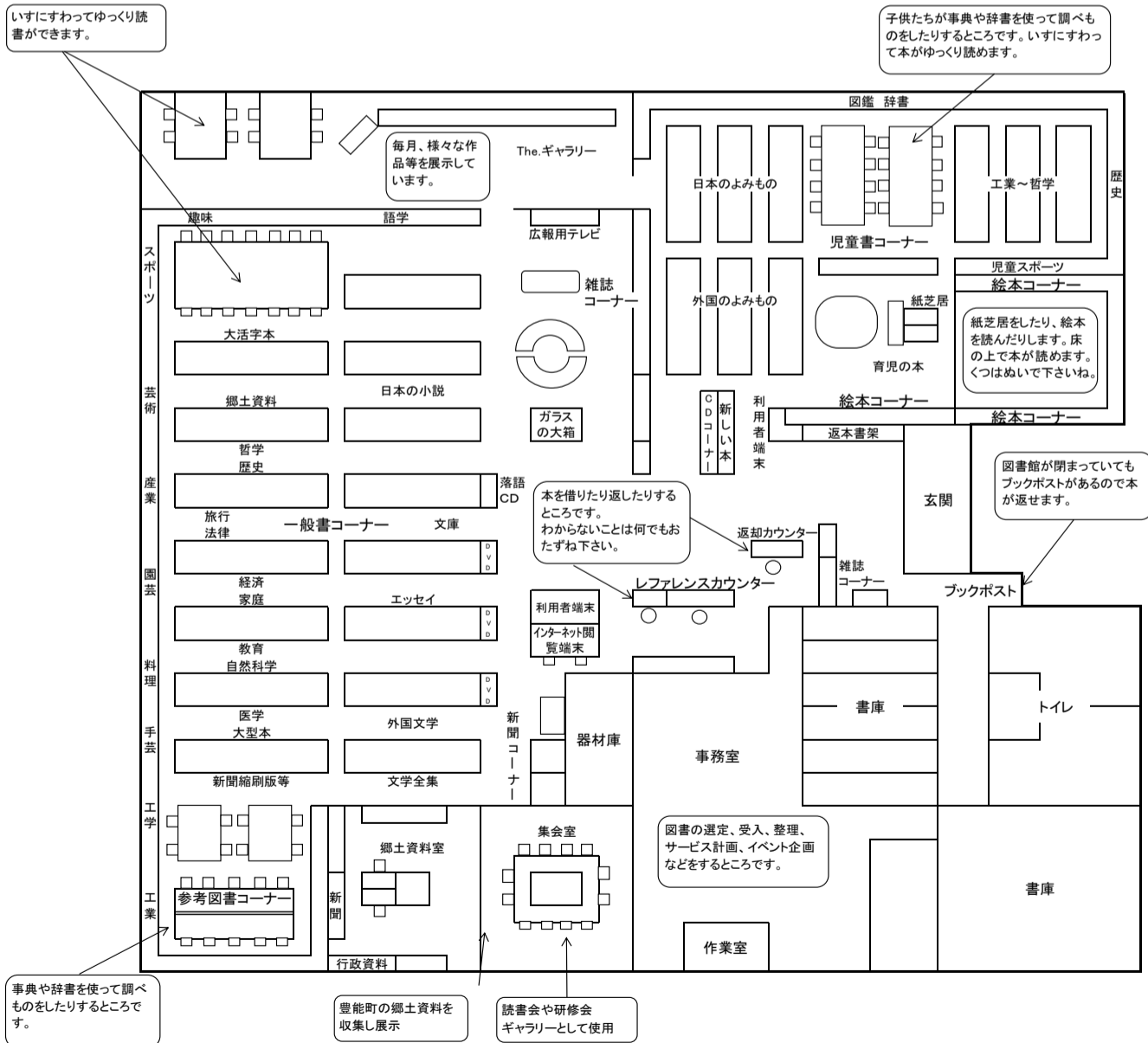
図書館の敷地・建物

□敷地面積 2,999㎡
 □建物面積 1,013㎡
 1階 979㎡
 一般開架 514㎡
 児童開架 186㎡
 (お話コーナー含む)
 集会室 30㎡
 郷土資料室 30㎡
 事務室・書庫 67㎡
 2階 34㎡
 機械室 34㎡

【中央公民館図書室】

開館日 火曜～日曜日
 開室時間 9:30～17:00
 休室日 月曜日、年末年始
 図書点検整理期間
 所在地 大阪府豊能郡豊能町
 余野26
 TEL 072-739-3429
 FAX 072-739-1354

□構造 鉄筋コンクリート造
 (一部鉄骨造)
 □設計管理 (株)茜建築設計事務所
 □施工建築工事 安藤建設(株)
 □工事期間 昭和59年10月～
 昭和60年7月
 □建設工事費・建設費 227,500,000円



※新型コロナウイルス感染防止対策のため、この図から館内レイアウトを変更しています。(令和2年10月1日現在)

4. 図書館協議会

□令和元年度図書館協議会委員名簿

氏名	選任区分等	役職
藪田 昇太郎	学識経験者、前豊能町介護保険運営委員会委員	会長
金井 理枝子	学識経験者、児童文学者協会会員	副会長
加藤 勝美	学識経験者、文筆家	委員
西村 はるみ	社会教育関係団体、お話の会「ひまわり」代表	委員
田中 未知	社会教育関係団体、 特定非営利活動法人影絵劇団おととえ座理事長	委員

(任期:平成31年4月1日より2年)

□協議会開催状況

・第1回 令和元年9月26日

- 1) 会長、副会長選任
- 2) 今期の図書館協議会について
- 3) 活動報告

①平成30年度事業報告

②令和元年度運営体制及び事業計画概要

・図書館職員との懇談会 令和元年10月3日

5. 基本統計 (令和2年3月末現在)

人 口	19,227人
世 帯 数	8,633世帯
面 積	34.34km ²
人 口 密 度	560人/km ²

6. 図書館費決算及び予算

(単位:千円)

	令和元年度決算額	令和2年度予算額
① 一般会計	7,044,602	6,945,000
② 教育費	1,100,264	1,107,903
③ 社会教育費	187,129	199,898
④ 図書館運営費	38,527	34,548
図書館費	5,514	5,400
図書館費以外	33,013	29,148

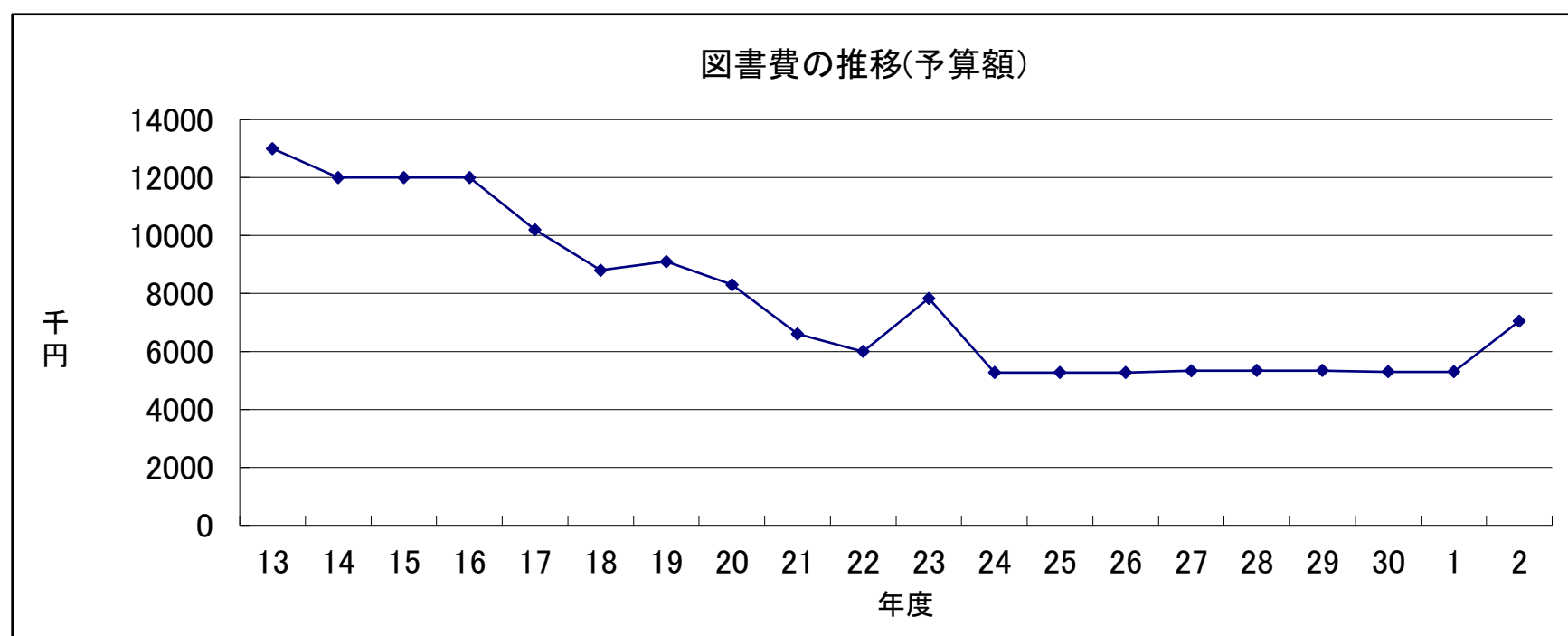
図書館費の推移(予算額)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
予算額(千円)	13,000	12,000	12,000	12,000	10,200	8,800	9,100	8,300	6,600	6,000	7,828	5,270	5,270	5,270
年度末人口(人)	26,687	26,429	25,736	25,354	24,987	24,587	24,151	23,728	23,460	23,041	22,621	22,096	21,656	21,209
人口ひとりあたりの図書館費(円)	487	454	466	473	408	358	377	350	281	260	346	239	243	248
H13を100としたひとりあたり図書館費割合	100.0%	93.2%	95.7%	97.2%	83.8%	73.5%	77.4%	71.8%	57.8%	53.5%	71.0%	49.0%	50.0%	51.0%

※平成23年度は国交付金及び府基金により増額

年度	27	28	29	30	1	2
予算額(千円)	5,331	5,340	5,340	5,300	5,300	7,050
年度末人口(人)	20,732	20,325	19,879	19,630	19,227	
人口ひとりあたりの図書館費(円)	257	263	269	270	276	
H13を100としたひとりあたり図書館費割合	52.8%	53.9%	55.1%	55.4%	56.6%	

※令和2年度は国交付金により増額



7. 利用統計

①有効登録者数

令和2年3月31日現在

地区名 年齢別	余野	川尻	木代	切畑	野間口	高山	牧	寺田	希望ヶ丘	東地区計
6歳以下	0	0	2	0	0	0	0	0	9	11
7～9歳	0	1	5	3	1	1	1	0	23	35
10～12歳	1	1	5	5	2	0	1	0	25	40
13～15歳	3	2	2	4	0	0	1	0	22	34
16～18歳	1	1	2	2	0	0	0	0	13	19
19～22歳	0	0	0	0	0	0	1	0	10	11
23～29歳	3	1	1	2	1	0	0	0	13	21
30～39歳	3	4	5	2	1	0	2	0	21	38
40～49歳	2	0	8	2	0	2	2	0	41	57
50～59歳	3	1	3	4	1	1	0	0	46	59
60～69歳	9	6	6	7	3	1	2	0	80	114
70歳以上	9	1	9	1	2	3	3	0	86	114
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	35	18	48	32	11	8	13	0	389	554
団体	17	1	0	0	1	0	0	0	5	24
合計	52	19	48	32	12	8	13	0	394	578

R元年度末人	339	215	388	263	151	140	108	45	2,756	4,405
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------	-------

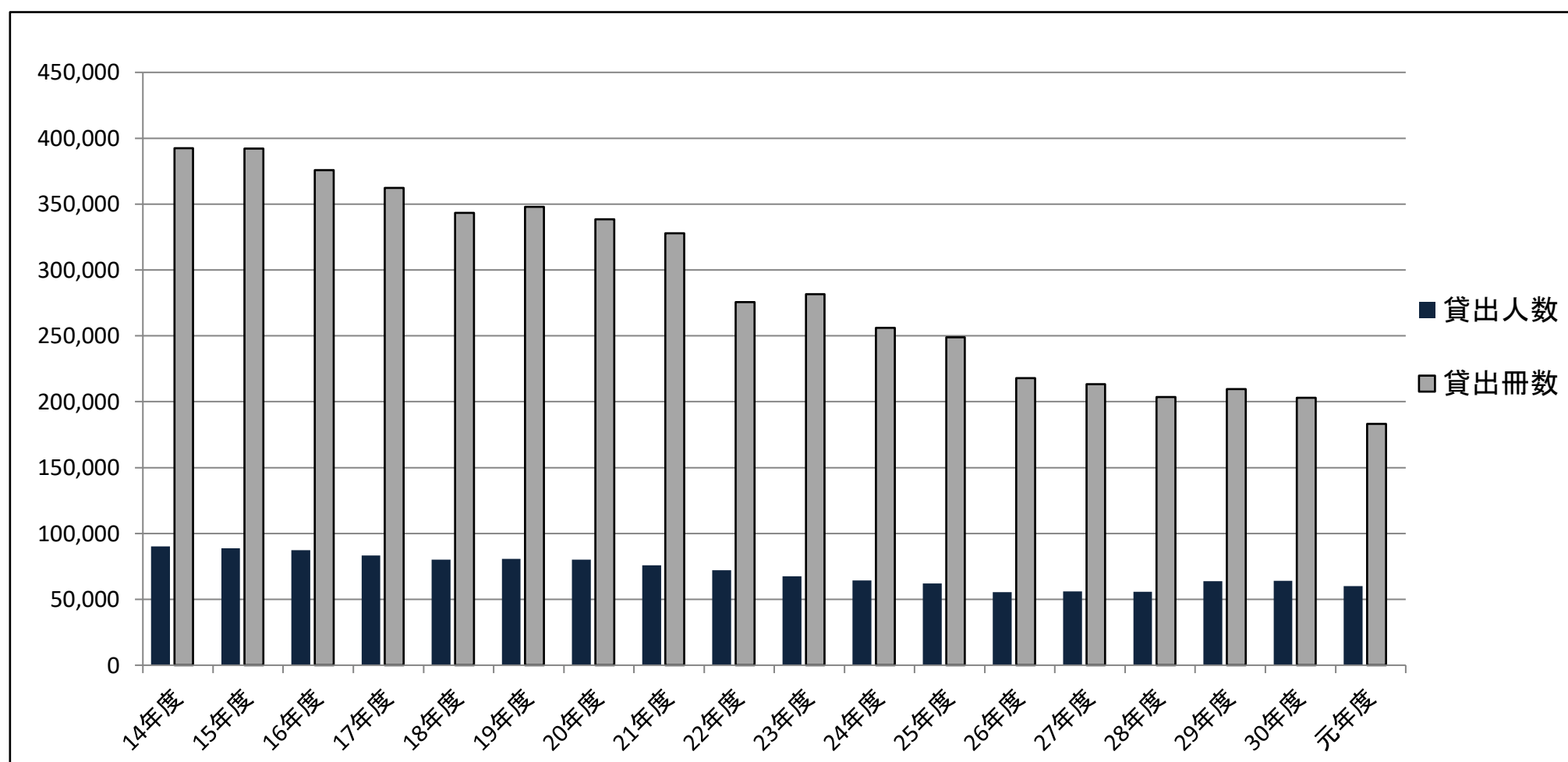
地区名 年齢別	吉川	ときわ台	東ときわ台	光風台	新光風台	西地区計	合計
6歳以下	1	14	21	32	15	83	94
7～9歳	1	19	25	30	33	108	143
10～12歳	2	20	32	42	32	128	168
13～15歳	2	14	32	27	20	95	129
16～18歳	2	11	27	24	11	75	94
19～22歳	3	12	27	29	23	94	105
23～29歳	1	17	31	37	28	114	135
30～39歳	3	32	70	67	76	248	286
40～49歳	5	79	110	103	113	410	467
50～59歳	6	63	107	89	113	378	437
60～69歳	10	120	283	204	241	858	972
70歳以上	16	348	466	605	248	1,683	1,797
不明	0	0	0	0	0	0	1
小計	52	749	1,231	1,289	953	4,274	4,828
団体	11	2	15	19	6	53	77
合計	63	751	1,246	1,308	959	4,327	4,905

R元年度末人	293	2,559	4,067	4,373	3,530	14,822	19,227
--------	-----	-------	-------	-------	-------	--------	--------

住所地 年齢別	箕面市	能勢町	川西市	池田市	豊中市	その他 大阪府内	その他 兵庫県	その他 都道府県	総合計
6歳以下	143	2	8	1	0	1	0	0	249
7～9歳	138	9	9	3	0	0	0	0	302
10～12歳	94	7	3	0	1	0	0	0	273
13～15歳	32	6	2	0	0	0	0	0	169
16～18歳	8	5	4	0	1	0	0	0	112
19～22歳	0	1	2	0	0	0	0	0	108
23～29歳	14	9	2	1	2	4	0	0	167
30～39歳	227	21	18	9	3	5	1	0	570
40～49歳	165	20	34	9	10	9	1	3	718
50～59歳	23	29	27	5	2	6	1	1	531
60～69歳	23	26	20	4	2	3	0	2	1,052
70歳以上	17	21	24	5	1	4	0	0	1,869
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	884	156	153	37	22	32	3	6	6,121
団体	1	1	1	1	2	40	4	50	177
合計	885	157	154	38	24	72	7	56	6,298

②貸出人数・冊数の推移（平成14年度～令和元年度）

	貸出人数(人)	貸出冊数(冊)	有効登録者数(人)
14年度	90,081	392,484	
15年度	88,637	392,046	
16年度	87,258	375,838	
17年度	83,325	362,194	
18年度	80,039	343,246	
19年度	80,586	348,072	
20年度	80,016	338,437	
21年度	75,804	327,735	
22年度	72,018	275,612	
23年度	67,496	281,535	
24年度	64,244	255,978	
25年度	62,029	248,863	8,778
26年度	55,539	217,808	6,359
27年度	56,134	213,453	7,439
28年度	55,742	203,546	8,166
29年度	63,723	209,557	7,865
30年度	63,968	203,111	6,458
元年度	60,113	183,107	6,298



③広域利用サービス登録者数・利用者数

令和元年度豊能町から他市町住民への貸出状況

	豊中市	箕面市	池田市	能勢町	吹田市	高槻市	茨木市	摂津市	島本町	7市3町広域合計	川西市	総合計
貸出冊数	6	13,357	240	1,894	29	0	4	0	0	15,530	1,604	17,134
貸出人数	2	4,010	75	594	9	0	1	0	0	4,691	565	5,256
新規登録者数	1	176	6	18	3	0	1	0	0	205	37	242

※ 3市2町(豊中・箕面・池田・能勢) 平成24年度6月より試行、平成27年4月より本格実施
 7市3町 平成29年7月より実施
 川西市 平成30年1月より相互利用実施

貸出人数の推移

	豊中市	箕面市	池田市	能勢町	吹田市	高槻市	茨木市	摂津市	島本町	7市3町広域合計	川西市	総合計
平成25年度	11	1,264	42	298	-	-	-	-	-	1,615	-	1,615
平成26年度	36	1,592	61	438	-	-	-	-	-	2,127	-	2,127
平成27年度	44	2,300	54	426	-	-	-	-	-	2,824	-	2,824
平成28年度	12	2,475	66	647	-	-	-	-	-	3,200	-	3,200
平成29年度	15	3,564	31	615	8	0	34	1	0	4,268	43	4,311
平成30年度	4	3,663	53	499	6	3	5	0	0	4,233	642	4,875
令和元年度	2	4,010	75	594	9	0	1	0	0	4,691	565	5,256
平成30年度からの増減	▲ 2	347	22	95	3	▲ 3	▲ 4	0	0	458	▲ 77	381

貸出冊数の推移

	豊中市	箕面市	池田市	能勢町	吹田市	高槻市	茨木市	摂津市	島本町	7市3町広域合計	川西市	総合計
平成24年度	34	2,089	51	478	-	-	-	-	-	2,652	-	2,652
平成25年度	31	4,651	142	1,006	-	-	-	-	-	5,830	-	5,830
平成26年度	154	6,502	269	1,684	-	-	-	-	-	8,609	-	8,609
平成27年度	172	9,411	230	1,563	-	-	-	-	-	11,376	-	11,376
平成28年度	43	9,588	300	2,271	-	-	-	-	-	12,202	-	12,202
平成29年度	43	12,413	117	1,952	9	0	82	0	0	14,616	145	14,761
平成30年度	9	12,699	164	1,519	8	5	12	0	0	14,416	1,714	16,130
令和元年度	6	13,357	240	1,894	29	0	4	0	0	15,530	1,604	17,134
平成30年度からの増減	▲ 3	658	76	375	21	▲ 5	▲ 8	0	0	1,114	▲ 110	1,004

新規登録者数の推移

	豊中市	箕面市	池田市	能勢町	吹田市	高槻市	茨木市	摂津市	島本町	7市3町広域合計	川西市	総合計
平成24年度	9	170	8	56	-	-	-	-	-	243	-	243
平成25年度	4	129	14	49	-	-	-	-	-	196	-	196
平成26年度	7	143	12	37	-	-	-	-	-	199	-	199
平成27年度	8	131	4	27	-	-	-	-	-	170	-	170
平成28年度	3	115	4	33	-	-	-	-	-	155	-	155
平成29年度	5	175	6	15	3	2	5	1	0	212	26	238
平成30年度	1	168	10	21	3	3	2	0	1	209	66	275
令和元年度	1	176	6	18	3	0	1	0	0	205	37	242
平成30年度からの増減	0	8	▲ 4	▲ 3	0	▲ 3	▲ 1	0	▲ 1	▲ 4	▲ 29	▲ 33
平成24～元年度総合計	38	1,207	64	256	9	5	8	1	1	1,589	129	1,718

④令和元年度貸出統計

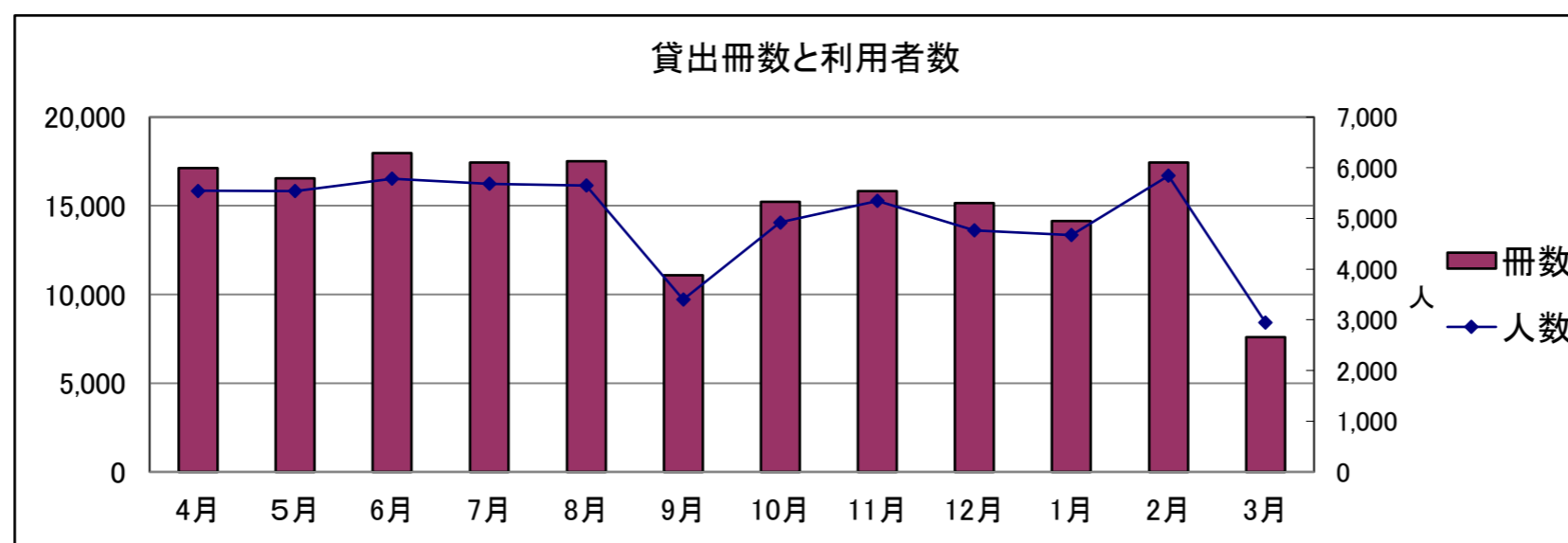
図書館	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開館日数(日)	23	24	25	25	23	13	22	25	22	21	24	5	252
貸出冊数(冊) a	15,802	15,454	16,465	16,272	16,505	9,901	14,111	14,842	14,107	13,200	16,325	6,624	169,608
貸出人数(人)	5,223	5,219	5,414	5,354	5,355	3,074	4,601	5,027	4,480	4,385	5,526	2,698	56,356
一日あたりの貸出冊数(冊)	687	644	659	651	718	762	641	594	641	629	680	1,325	673
ひとりあたりの貸出冊数(冊)	3.03	2.96	3.04	3.04	3.08	3.22	3.07	2.95	3.15	3.01	2.95	2.46	3.01

中央公民館図書室	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開室日数(日)	22	22	26	24	24	25	23	26	22	22	25	5	266
貸出冊数(冊) b	1,335	1,109	1,519	1,179	1,000	1,177	1,115	998	1,041	942	1,110	974	13,499
貸出人数(人)	322	324	373	333	298	324	321	321	287	289	317	248	3,757
一日あたりの貸出冊数(冊)	61	50	58	49	42	47	48	38	47	43	44	195	51
ひとりあたりの貸出冊数(冊)	4.15	3.42	4.07	3.54	3.36	3.63	3.47	3.11	3.63	3.26	3.50	3.93	3.59

総計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計冊数(冊) a+b	17,137	16,563	17,984	17,451	17,505	11,078	15,226	15,840	15,148	14,142	17,435	7,598	183,107
合計人数(人)	5,545	5,543	5,787	5,687	5,653	3,398	4,922	5,348	4,767	4,674	5,843	2,946	60,113
一日あたりの貸出冊数(冊)	748	694	717	700	759	809	690	632	689	671	725	1,520	
ひとりあたりの貸出冊数(冊)	3.09	2.99	3.11	3.07	3.10	3.26	3.09	2.96	3.18	3.03	2.98	2.58	3.05

※9月は蔵書点検による休館のため、他の月と比較して開館日数が減少。

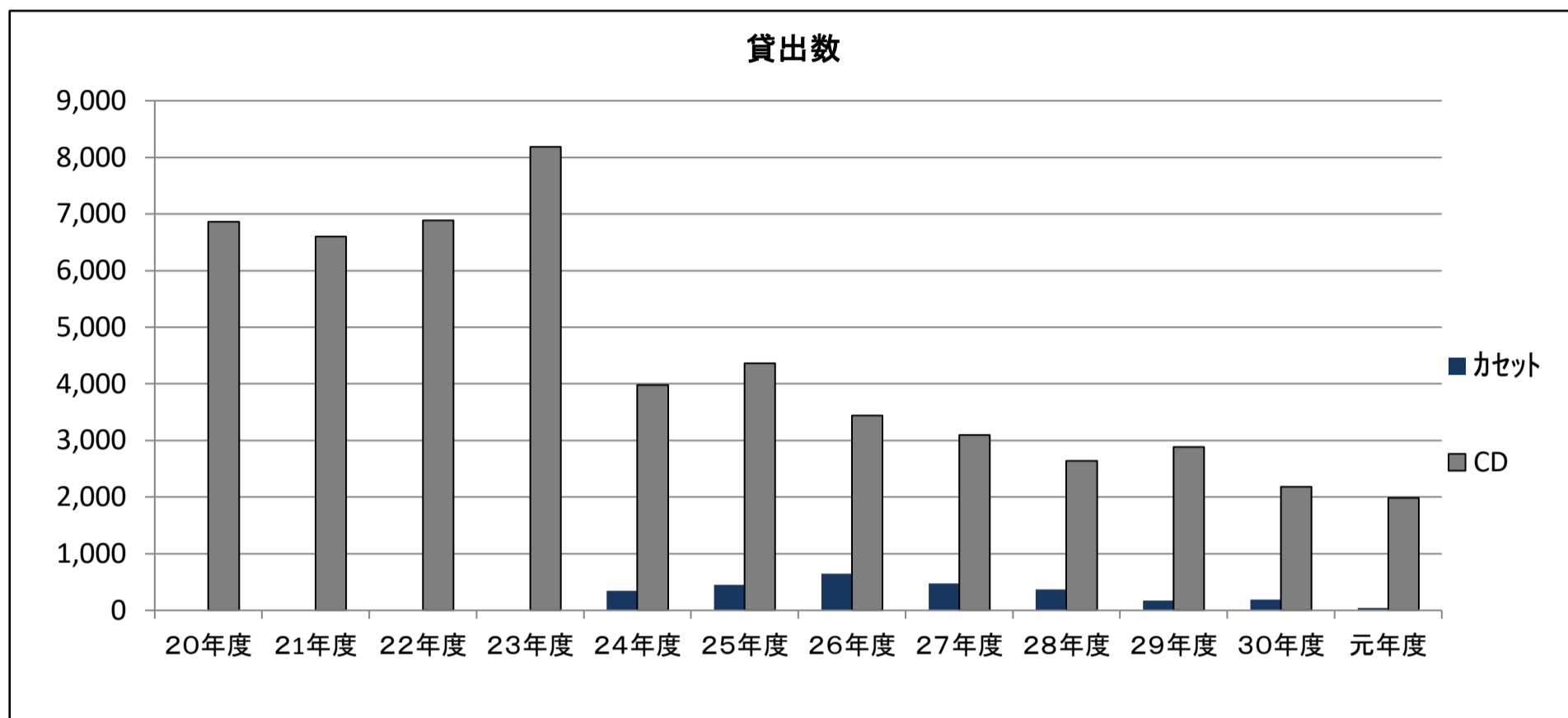
※3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館により、他の月と比較して開館日数が減少。



⑤ 視聴覚資料利用状況等

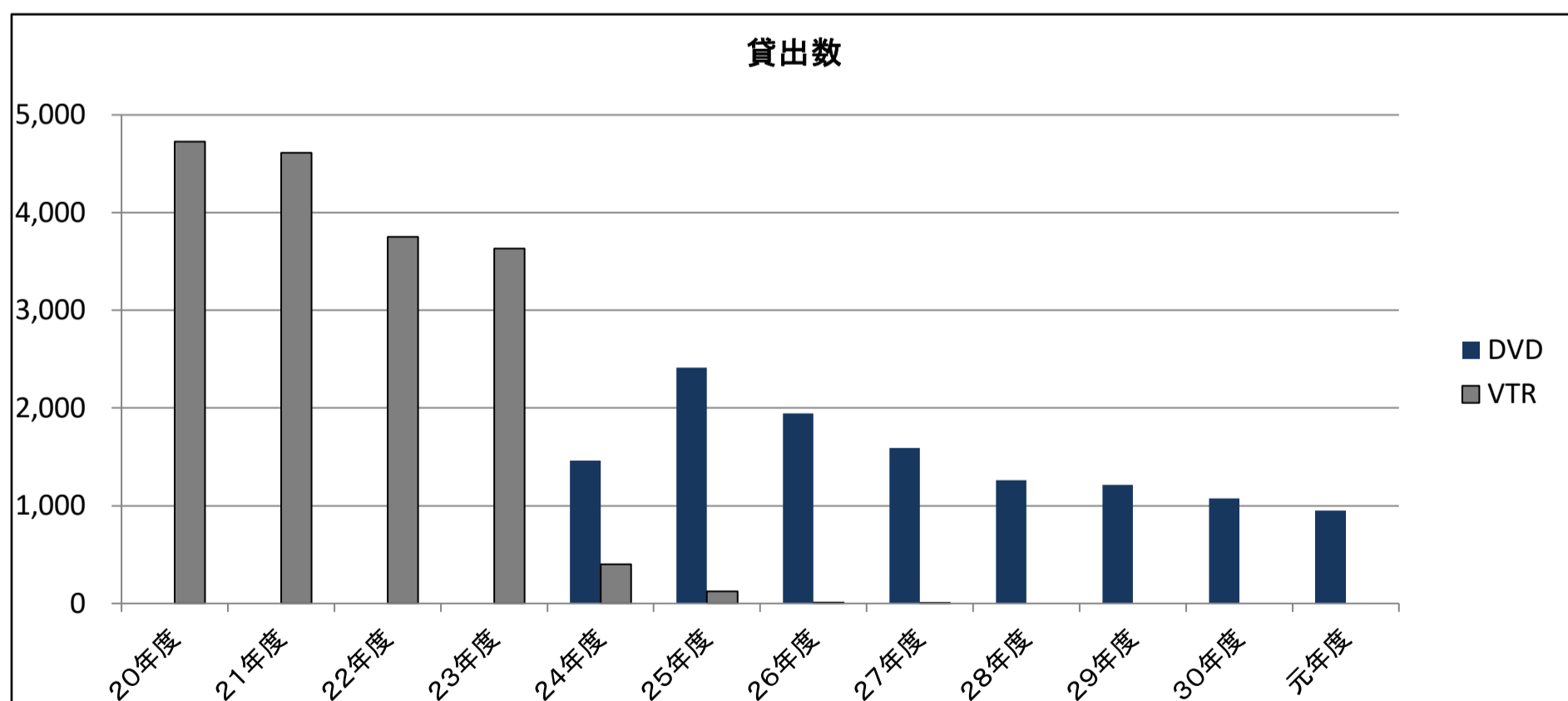
音響資料(CD、カセット)貸出数

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
所蔵数	CD	1,639	1,882	2,053	2,080	1,088	1,116	1,135	1,162	1,215	1,242	1,306	1,319
	カセット					353	800	846	948	1,006	973	1,004	1,029
貸出数	CD	6,862	6,600	6,890	8,187	3,980	4,363	3,442	3,097	2,642	2,887	2,184	1,987
	カセット					344	447	647	477	367	170	187	44



映像資料(VTR、DVD)貸出数

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
所蔵数	VTR	877	897	612	880	460	282	186	153	24	22	22	22
	DVD					471	555	619	677	716	740	777	795
貸出数	VTR	4,725	4,614	3,750	3,632	402	126	10	4	0	0	0	0
	DVD					1,463	2,413	1,944	1,592	1,261	1,216	1,074	949



⑥ 複写サービス

1,560枚 (内訳 白黒1,471枚、カラー89枚)

⑦予約受付
予約受付件数

(単位:冊)

		窓 口		館内端末		インターネット		計		全貸出合計	
		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
図書館	一般書	3,182	94.8%	1,163	87.9%	9,230	96.3%	13,575	95.2%	159,515	8.5%
	雑誌	147	4.4%	157	11.9%	319	3.3%	623	4.4%	7,421	8.4%
	視聴覚資料	26	0.8%	3	0.2%	32	0.3%	61	0.4%	2,672	2.3%
	計	3,355	100.0%	1,323	100.0%	9,581	100.0%	14,259	100.0%	169,608	19.2%
図書室	一般書	381	97.9%	2	100.0%			383	98.0%	12,622	3.0%
	雑誌	4	1.0%	0	0.0%			4	1.0%	571	0.7%
	視聴覚資料	4	1.0%	0	0.0%			4	1.0%	306	1.3%
	計	389	100.0%	2	100.0%			391	100.0%	13,499	5.0%
合計	一般書	3,563	95.2%	1,165	87.9%	9,230	96.3%	13,958	95.3%	172,137	8.1%
	雑誌	151	4.0%	157	11.8%	319	3.3%	627	4.3%	7,992	7.8%
	視聴覚資料	30	0.8%	3	0.2%	32	0.3%	65	0.4%	2,978	2.2%
	計	3,744	100.0%	1,325	100.0%	9,581	100.0%	14,650	100.0%	183,107	18.1%

※本館のインターネット予約には、図書室の予約も含む。

⑧相互貸借

※大阪府内公立図書館

(単位:冊)

図書館名	借 受		貸 出		
	元年	前年	元年	前年	
大阪府	743	810	1	6	
大阪市	139	203	2	2	
堺市	7	16	1	1	
豊能地区	豊中市	59	95	3	2
	箕面市	35	72	3	2
	池田市				
	能勢町	1	2	7	
三島地区	吹田市	11	9	2	4
	高槻市	6	10	1	1
	茨木市	29	18	2	1
	摂津市		2		
北河内地区	島本町	1		6	15
	枚方市	16	17	2	1
	交野市		5		
	寝屋川市			1	1
中河内地区	守口市				
	門真市	13	22	1	
	四條畷市	1	1	2	3
	大東市	3	3	2	
南河内地区	東大阪市	49	10		
	八尾市	25	21	1	2
	柏原市	1		1	1
	松原市	1	4		2
泉北地区	羽曳野市	42	18		
	藤井寺市		2	3	2
	太子町				
	河南町			2	2
泉南地区	千早赤阪村				
	富田林市				1
	大阪狭山市		3	2	
	河内長野	1	2	2	
泉北地区	和泉市	4	5		
	高石市	1	1		1
	泉大津市			1	
	忠岡町				1
泉南地区	岸和田市	2	8	2	1
	貝塚市				1
	熊取町				
	泉佐野市		2		
計	田尻町			1	
	泉南市	1			1
	阪南市	2	2		
	岬町				
計	1,193	1,363	51	54	
前年度比	▲ 12 %		▲ 6 %		

※大阪府外・国立・大学図書館等

(単位:冊)

図書館名	借 受		貸 出	
	元年	前年	元年	前年
国立国会図書館	1			
大阪府立大学	3	1		
猪名川町立図書館	1			
山形県立図書館	1			
山口県立図書館	1			
帝塚山大学	1			
大阪大学	1			
追手門学院大学	1			
笠間市立図書館			2	
大津市立図書館			1	
宮城県立図書館		1		
明治大学		1		
倉敷市立図書館				1
岩手県紫波町立図書館				4
計	10	3	3	5
前年度比	233 %		▲ 40 %	

⑨インターネット閲覧サービス

◎図書館・中央公民館図書室合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	2	0	2	1	3	0	0	3	2	0	3	2	18
一般	15	19	23	19	18	1	16	18	11	9	10	0	159
合計	17	19	25	20	21	1	16	21	13	9	13	2	177

○図書館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	2	0	2	1	3	0	0	3	2	0	3	2	18
一般	15	19	23	19	18	1	16	18	11	9	10	0	159
合計	17	19	25	20	21	1	16	21	13	9	13	2	177

○中央公民館図書室

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8. 図書館資料

①年度別蔵書冊数

令和2年3月31日現在

年度	一般書(冊)	児童書(冊)	計(冊)	人口(人)	人口一人当たり蔵書冊数(冊)
昭和60	25,364	10,421	35,785	16,297	2.20
61	34,960	12,986	47,946	17,230	2.78
62	39,347	14,534	53,881	18,536	2.91
63	44,435	16,285	60,720	20,329	2.99
平成元	50,013	18,743	68,756	22,528	3.05
2	57,802	20,148	77,950	23,676	3.29
3	68,470	23,663	92,133	25,436	3.62
4	69,200	26,655	95,855	26,209	3.66
5	74,541	26,631	101,172	26,719	3.79
6	76,688	27,474	104,162	27,049	3.85
7	80,850	28,655	109,505	26,617	4.11
8	84,746	30,464	115,210	27,337	4.21
9	91,527	31,655	123,182	27,217	4.53
10	97,810	33,232	131,042	27,103	4.83
11	104,217	34,550	138,767	27,065	5.13
12	108,819	36,661	145,480	26,921	5.40
13	113,565	38,217	151,782	26,687	5.69
14	119,869	39,630	159,499	26,429	6.03
15	144,490	16,117	160,607	25,736	6.24
16	121,701	41,942	163,643	25,354	6.45
17	123,051	43,232	166,283	24,987	6.65
18	125,813	44,346	170,159	24,587	6.92
19	128,404	45,327	173,731	24,151	7.19
20	131,730	46,301	178,031	23,728	7.50
21	134,792	47,438	182,230	23,460	7.77
22	137,101	48,481	185,582	23,041	8.05
23	135,623	49,558	185,181	22,621	8.19
24	128,996	48,406	177,402	22,096	8.03
25	134,026	47,546	181,572	21,656	8.38
26	133,846	46,806	180,652	21,209	8.52
27	134,554	47,460	182,014	20,732	8.78
28	134,670	47,016	181,686	20,325	8.94
29	107,258	39,966	147,224	19,879	7.41
30	107,094	39,655	146,749	19,630	7.48
令和元	106,035	40,031	146,066	19,227	7.60

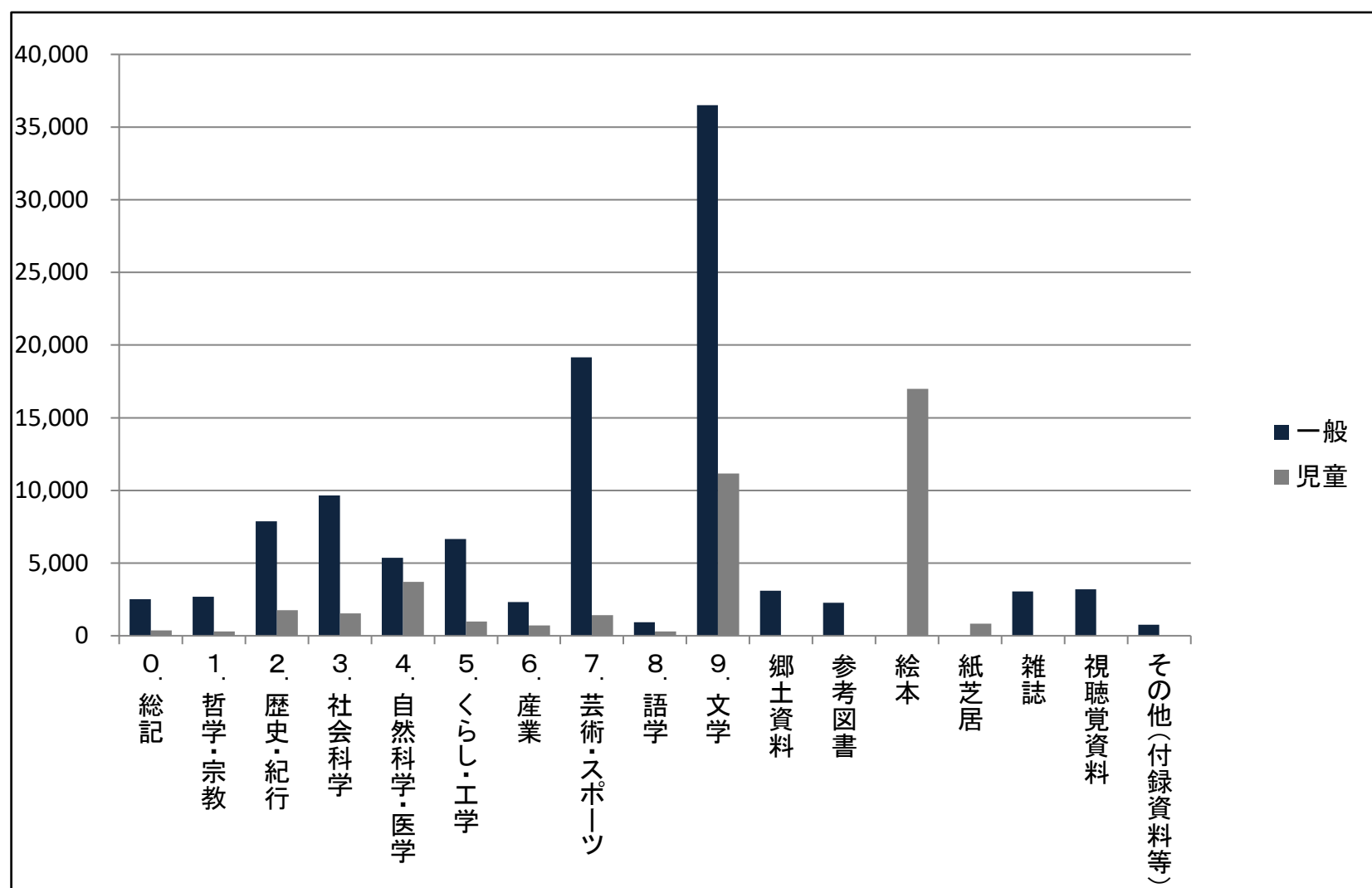
↑ 一般書には雑誌・視聴覚資料を含む

②分類別蔵書冊数

令和2年3月31日現在

分類	一般書(冊)		児童書(冊)		計(冊)	蔵書構成率
0. 総記	2,504	2.4%	368	0.9%	2,872	2.0%
1. 哲学・宗教	2,697	2.5%	299	0.7%	2,996	2.0%
2. 歴史・紀行	7,869	7.4%	1,762	4.4%	9,631	6.6%
3. 社会科学	9,663	9.1%	1,540	3.8%	11,203	7.7%
4. 自然科学・医学	5,360	5.1%	3,700	9.2%	9,060	6.2%
5. 暮らし・工学	6,668	6.3%	977	2.4%	7,645	5.2%
6. 産業	2,316	2.2%	706	1.8%	3,022	2.1%
7. 芸術・スポーツ	19,155	18.1%	1,407	3.5%	20,562	14.1%
8. 語学	924	0.9%	287	0.7%	1,211	0.8%
9. 文学	36,514	34.4%	11,161	27.9%	47,675	32.6%
郷土資料	3,100	2.9%		0.0%	3,100	2.1%
参考図書	2,273	2.1%		0.0%	2,273	1.6%
絵本		0.0%	16,998	42.6%	16,998	11.6%
紙芝居		0.0%	826	2.1%	826	0.6%
雑誌	3,048	2.9%		0.0%	3,048	2.1%
視聴覚資料	3,194	3.0%		0.0%	3,194	2.2%
その他(付録資料等)	750	0.7%		0.0%	750	0.5%
合計	106,035	100.0%	40,031	100.0%	146,066	100.0%

※ 視聴覚資料にはデジター図書(所蔵数:1)を含む



③所蔵雑誌

ア行			タ行		
1	図	※ AERA(アエラ)	35	図	ダイヤモンド
2	図	明日の友	36	図	ダ・ヴィンチ
3	図	あまから手帖	37	図	短歌
4	中	※ あふ	38	図	中央公論
5	図	※ WEDGE(ウエッジ)	39	図	※ 図書
6	中	ESSE(エッセ)	40	図	※ 図書館雑誌
7	図	LDK(エル ディー ケー)	41	図	図書館の学校
カ行			ナ行		
8	図	かぞくのじかん	42	図	※ 波
9	中	関西ウォーカー	43	図	ノジュール
10	図	きょうの健康	44	図	News(ニュース)がわかる
11	図	きょうの料理	45	中	Newton(ニュートン)
12	図	クーヨン	ハ行		
13	図	暮しの手帖	46	図	俳句
14	図	芸術新潮	47	図	母の友
15	図	コドモノカガク	48	図	ビッグイシュー
16	図	※ 子どもの本棚	49	図	※ Fishing Café(フィッシング・カフェ)
サ行			50	図	フォトコン
17	図	SAVVY(サヴィ)	51	図	婦人公論
18	図	サライ	52	図	文学界
19	図	JTB時刻表	53	図	※ 文藝春秋
20	中	週刊朝日	54	図	※ Housing Tribune(ハウジングトリビューン)
21	図	週刊文春	マ行		
22	図	ジュニアエア	55	図	Mr.PC(ミスターピーシー)
23	中	趣味の園芸	56	図	※mundi(ムンディ)
24	図	ジュリスト	57	図	MOE(モエ)
25	図	小説新潮	ヤ行		
26	図	※ 書標 ほんのしるべ	58	図	山と溪谷
27	図	※ 心理臨床の広場	59	図	ゆうゆう
28	図	※ SCREEN(スクリーン)	ラ行		
29	中	すてきにハンドメイド	60	中	LEE(リー)
30	図	小説すばる	61	図	LEON(レオン)
31	図	※ 正論	62	図	歴史人
32	図	世界	63	中	レタスクラブ
33	中	Seventeen(セブンティーン)	ワ行		
34	図	CEL(Culture.Energy and Life)	64	図	私のカントリー

図＝図書館所蔵、中＝中央公民館図書室所蔵

※は寄贈分を表している

受入新聞等

朝日新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、お母さん業界新聞

(令和2年10月現在)

9. 図書館の催し

(1) 講座・行事

① 講座、行事

講座、行事名	実施日	参加人数	内容・講師等
○としょかん映画会 こども☆えいが会 大人★映画会	毎月第1・3日曜日 こども☆えいが会 午前10時30分～ 大人★映画会 午後1時30分～	こども☆えいが会 全21回 305人 中止2回 大人★映画会 全17回 154人 中止2回	平成31年度から実施。子どもの映画会は児童コーナーでおおよそ30分、大人の映画会は集会室でおおよそ1時間の上映。所蔵資料の中から、館内上映可能なものを自由参加で楽しんでもらう取り組み。
第2回ワンちゃんコンテスト	3月26日(火)～4月7日(日)	投票数 324	町のワンちゃんコンテスト エントリー20犬 協力:岡写真事務所
こいのぼりをつくろう	4月20日(土) 午後1時30分～3時	11人	講師:マルトウギ藤江(お面作家)
○家族で過ごそう図書館リゾート ①家族で過ごそう図書館リゾート春編 ②半畳サイズのマイ図書館 ③家族で過ごそう図書館リゾート秋編 ④BOOK紹介ゴッコ	①5月19日(日) 午前10時30分～午後3時 ②8月4日(日)、18日(日) 午前10時～午後3時 ③11月17日(日) 午前10時30分～午後3時 ④2月16日(日) 午前10時～午後3時	①15人 ②15人 ③66人 ④23人	もっと図書館を楽しもう!を合言葉に豊能町立図書館と「とよのていねい」がコラボレーション。図書館で過ごす休日の楽しみかたを提案。 協力:大学堂株式会社
手話はてことば第1期(全4回)	①6月2日(日) ②16日(日) ③30日(日) ④7月14日(日) 全て午前10時30分～正午	①5人 ②4人 ③9人 ④9人	講師:米田暁美
手話はてことば第2期(全4回)	①1月12日(日) ②26日(日) ③2月9日(日) 全て午前10時30分～正午 ④2月23日(日) 中止	①13人 ②9人 ③11人	講師:米田暁美
新聞ちぎり絵	6月26日(水) 午前10時30分～正午	4人	講師:手作り絵本グループ パステル
カラクリ! ?のあるカードをつくろう ①二人で編 ②ひとりで編	①7月7日(日) 午前10時15分～12時15分 ②7月11日(木) 午前10時15分～12時15分	①9組 ②7人	講師:吉岡康正(クラフト作家)
牛乳パックでモザイクからくりを作ろう	7月27日(土) 午前10時15分～正午	7人	対象:概ね小学校5・6年生 講師:手作り絵本グループ パステル
ニャンちゃんコンテスト	8月1日(木)～11日(日)	投票数 172	町のニャンちゃんコンテスト エントリー7猫

講座・行事名	実施日	参加人数	内容・講師等
夏休みおたすけ工作教室	8月8日(木) 午後1時30分～3時30分	7人	自分がつくりたいものが完成するまで、講師がお助けする工作教室 対象:小学生以上 講師:楠正世、山口美香
○図書館講座「知って役立つお金の講座」 近畿財務局出前講座 ①親子で学ぶおこづかいの使い方 ②子育て世代の働き方を考える上で知っておきたいお金の話 ③熟年世代からの「預金・家・土地」を考える	①8月9日(土) 午後1時～2時30分 ②10月10日(木) 午後1時～2時30分 ③2月12日(水) 午後1時～2時30分	①3組4人 ②9人 ③14人	講師:①近畿財務局職員 ②近畿財務局職員 ③大阪弁護士会所属弁護士
池にすむマミズクラゲ	8月10日(土) 午後2時～3時	13人	講師:角谷正朝(箕面ナチュラルリストクラブ)
みんなで天狗さんをつくろう	8月17日(土) 午後1時30分～4時	15人	講師:マルトウギ藤江(お面作家)
おんご 音座図書館 ニューイヤーコンサート	1月7日(火) 午後1時～1時30分	35人	図書館内でのミニコンサート 第1回 ヘルマンハーブ二重奏 出演:松浦喜美世(Spiel主宰) 中川弘子(ヘルマンハーブ愛好家)
図書館体験講座 本の修理 初級編	1月8日(水) 1月22日(水) 2月13日(木) 2月26日(水)中止	延べ 15人	ボランティア養成に向けた図書館の修理体験講座
家村耕歴史講演会	1月29日(水) 午前10時15分～12時15分	25人	『聖戦 本能寺』出版記念講演会 講師:家村耕
「子どもたちに絵本の楽しさを伝える読み聞かせ」	3月6日(金) 13日(金) 3月20日(金)	中止	講師:矢野明子(おはなし会わらべ代表)

②図書館講座「オトナの大学」

◎この講座は、協働のまちづくりの一環として、町内在住※の方にボランティアで講師をしていただいています。(※一部を除く)

講座名	実施日	参加人数	内容・講師等
楽しく俳句!	4月17日(水) 5月15日(水) 6月19日(水) 7月17日(水) 8月21日(水) 10月16日(水) 11月20日(水) 12月18日(水) 1月15日(水) 2月、3月 中止	延べ 172人	俳句入門講座 講師:木村和也
万葉講座(全4回)	2月4日(火) 2月11日(火) 2月18日(火) ※ 第4回延期	延べ 72人	「万葉の時代」をテーマに4回連続で万葉集について学ぶ。 講師:二川暁美

③図書館講座「豊能の歴史と自然」

講座名	実施日	参加人数	内容・講師等
東部地区へおでかけ編 (能勢妙見山、郷土資料館、走落神社)	5月18日(土)	22人	町バス使用で東部地区の旧跡をめぐる。 講師:豊能町観光ボランティアガイドの会

④子育て支援事業

内容	実施日等	延べ参加人数	内容・講師等
おはなしのたまご ー赤ちゃんと一緒に絵本を楽しむ	図書館 毎月第3金曜日 中央公民館 毎月第2金曜日 計15回実施(未実施月あり)	37組76人	赤ちゃんと保護者の方のためのおはなし会です。あかちゃんと楽しみたい絵本その他、わらべうたやふれあいあそびを紹介しています。 対象:0歳～1歳までの乳児とその保護者
ひよこのじかん	毎月第1金曜日 計11回実施	45組102人	幼児のためのおはなし会です。季節の絵本やわらべうたと一緒に楽しめます。 対象:1歳から3歳くらいまでの幼児とその保護者
ものがたりのじかん	毎週土曜日 計38回実施	398人	幅広い年齢の子どもたちが、一緒に楽しむおはなし会です。 対象:1歳～小学生 ※第1・3週は「とよの絵本の会とまと」、5週は「お話しのおひまわり」、第2・4週は図書館職員が担当しています。
もぐもぐぱくぱく朝ごはん	7月30日(火)	5組	対象小学生以下の子どもを持つ家族。こどもの食事について考えるための家族で参加できる講座、ゲームを交えて楽しく学ぶ。 講師:豊能町食生活改善推進員協議会
ゆったり親子でわらべうた	春編 6月6日(木) 夏編 8月8日(木) 秋編 11月14日(木) 冬編 2月13日(木) 全て午前10時30分～11時	春編 5組10人 夏編 7組14人 秋編 5組11人 冬編 4組9人	対象:1歳～2歳の幼児とその保護者 講師:大屋朋子

⑤子どもの読書推進事業

内容	実施日等	延べ参加人数	内容・講師等
ものがたりのじかん 子ども読書の日スペシャル	4月20日(土)	9人	子ども読書の日(4月23日)啓発行事 出演:お話しのおひまわり
ものがたりのじかん クリスマススペシャル	12月14日(土)	60人	クリスマスを意識したイベント的なお話会 出演:とよの絵本の会とまと
理科読「科学の絵本を楽しもう」 第四回 むしたちのさくせん 第五回 ふゆめがっしょうだん 第六回 かみひこうき	7月28日(日) 12月21日(土) 3月24日(日) 延期	7組 11組	科学絵本のよみきかせと実験や観察により、理科っておもしろい、科学っておもしろいを体験する。 講師:科学ボランティア夢LABO
本とあそぼう 講談社のおはなしキャラバンカー とおはなし隊がやってくる	1月18日(土) 午後3時～4時10分	参加者36人 (こども23) (大人13)	子どもの読書活動推進イベント対象2歳～8歳のこどもとその保護者
おはなしを楽しもう! 1回目 3歳～小学校1年生 2回目 小学校2年生以上	3月14日(土) (同日2回実施)	中止	素がたりや、詩、わらべうたでことばのひびきを楽しむ。 出演 とよの絵本の会とまと

⑥共催事業

講座名	実施日	参加人数	内容・講師等
<<健康増進課との共催>> 「図書館講座と健康ウォーキング」 午前編:図書館講座「多尊石仏と磨崖仏」 午後編:多尊石仏と磨崖仏をめぐる健康ウォーキング	9月5日(木)	19人	図書館講座「豊能の歴史と自然」と健康増進課健康ウォーキングとのコラボレーション企画 講師・協力:豊能町観光ボランティアガイドの会
<<教育委員会教育支援課との共催>> 読書推進事業「本のソムリエ認定講習会」 ～あなたの「利き本」を見つけよう!～ (全4回)	7月6日(土) 7月31日(水) 8月7日(水) 8月20日(火)	11人 11人 11人 11人	小学5・6年生、中学生を対象とした、得意な分野の本を紹介し読書の魅力を伝える「本のソムリエ」の認定講習会
<<教育委員会教育支援課との共催>> 読書推進事業 とよのまつり 本のソムリエによる利き本紹介	11月10日(日)	発表者 11人	令和元年度の認定講習会で誕生した本のソムリエたちによる利き本発表会
<<川西市との共催>> 豊能を知る×川西を知る 関連本紹介のリーフレット作成と本の展示	1月7日(火) ～3月6日(金)		1市1町合同企画 相互利用開始の1月を記念して、この時期に利用啓発の取り組みを行った。

⑦リユースフェア

行事名	実施日	人数冊数	内容
リユースフェア	2月8日(土)	124人 1,411冊	図書館で役目を終えた本、雑誌について、有効利用を目的にフェアを実施。持ち帰りはひとり20冊まで。参加要件無。

⑧学校・園に関する支援事業

内容	実施日等	参加人数	対象者
図書館訪問・見学受け入れ	6月12日(水)	33人	図書館見学・ものがたりのじかん 箕面市立止々呂美小学校 3年生
	6月19日(火)	41人	ものがたりのじかん 町立ひかり幼稚園 年中
	6月21日(金)	33人	図書館見学・ものがたりのじかん 箕面市立止々呂美小学校 3年生
	6月25日(火)	39人	ものがたりのじかん 町立吉川保育所 3歳児・4歳児
	7月2日(火)	16人	ものがたりのじかん 町立吉川保育所 5歳児
	7月4日(木)	33人	図書館見学・ものがたりのじかん 箕面市立止々呂美小学校 3年生
	11月21日(木)	4人	地域探検 町立光風台小学校 2年生
職場体験	1月16日(木)	38人	ものがたりのじかん 町立吉川保育所 3歳児・4歳児
	10月23日(水) ～25日(金)	1人	町立吉川中学校2年生

⑨地域への協力事業

内容	実施日等	参加人数	内容他
豊能の歴史と自然 『豊能町の地質と古道』	7月10日(土) 午後1時～2時30分	29人	豊能町観光ボランティアガイド主催
とまとまるかじり	7月20日(土) ①午前10時30分～11時30分 ②午前11時30分～午後1時30分 ③午後1時30分～2時30分	①子ども30人 大人15人 ②子ども8人 大人5人 ③子ども9人 大人6人	とよの絵本の会とまと主催のイベント おはなし、手袋人形による人形劇、工作、 わらべうたなど
ふれあいのつどい	9月14日(土) 午前10時～午後2時	総数不明	吉川中学校区地域教育協議会・ふれあいのつどい実行委員会共催 図書館クイズ、塗り絵、スタンプラリー
ゆめほたる エコ布ぞうりづくり	10月9日(水) 午前10時～午後4時30分	10人	国崎クリーンセンター啓発施設ゆめほたる主催 古Tシャツを再利用して、健康的でエコな布ぞうりを作る。
豊能の歴史と自然 『高山右近の生涯』	12月7日(土) 午後1時～3時	12人	豊能町観光ボランティアガイド主催
ゆめほたる 端午の節句一本吊り	3月19日(木) 午前10時15分～午後3時15分	中止	国崎クリーンセンター啓発施設ゆめほたる主催



「半畳サイズのマイ図書館」
令和元年8月18日(日)



「みんなで天狗さんをつくろう」
令和元年8月17日(日)



「家族で過ごそう図書館リゾート 秋編」
令和元年11月17日(日)

(2) 展示

①The.ギャラリー展示

タイトル(展示物)	期間	出展者
第2回わんちゃんコンテスト人気投票	3月26日(火)～4月7日(日)	
としょかんポスター展	4月9日(火)～19日(日)	町立図書館
エプロンシアターってどんなもの?	4月20日(土)～5月19日(日)	おはなしの会「ひまわり」
アクリル画展	5月21日(火)～6月2日(日)	東美智枝
クラブカワベ水彩画展	6月4日(火)～16日(日)	クラブカワベ
ワンちゃんコンテストスナップ写真展	6月18日(火)～30日(日)	岡潤一
吉田正はりがね造形展	7月2日(火)～14日(日)	吉田正
朝ごはんの大切さ「朝ごはんを食べる子 食べない子」	7月16日(火)～31日(水)	豊能町食生活改善推進員協議会
ニャンちゃんコンテスト人気投票	8月1日(木)～11日(日)	
さとやまにはようかいだらけ	8月15日(木)～9月1日(日)	マルトウギ藤江
吉川中学校夏休み理科の自由研究展	9月3日(火)～12日(木)	町立吉川中学校1年生
図書館行事「マイ図書館」報告展	9月13日(金)～9月15日(日)	とよのていねい
昭和のスポーツ界の偉人達写真展	10月4日(金)～10月27日(日)	三枝進
東ときわ台書道クラブ作品展	11月1日(金)～15日(金)	東ときわ台書道クラブ
土楽の会 作陶展	11月16日(土)～30日(土)	土楽の会
パステル作品展「ありがとう」	12月3日(火)～22日(日)	手づくり絵本グループ「パステル」
写真展「十一人の視点」	1月7日(火)～26日(日)	豊能町写真部
東能勢小学校国語科作品展	2月1日(土)～27日(木)	町立東能勢小学校4・5年生
フォトクラブ写真展	3月3日(火)～7日(金) 以降臨時休館	ときわ台フォトクラブ

②ガラスの大箱展示

タイトル(展示物)	期間	出展者
竹細工いろいろ展	3月30日(土)～4月25日(木)	西川正一
和布の節句かざり	4月27日(土)～5月30日(木)	中井幸子
ぱふの布絵本展	6月1日(土)～27日(木)	ボランティアグループぱふ
蝶の標本	6月29日(土)～7月25日(木)	町立図書館所蔵品
「手作り朝食グッズ」	7月27日(土)～8月29日(木)	豊能町食生活改善推進員協議会
駒形克己仕掛け絵本展	8月31日(土)～9月15日(日)	町立図書館所蔵品
陶器で作った動物たち展	10月4日(金)～24日(木)	三枝進
印材24類	10月26日(土)～11月28日(木)	寺本久子
おじいちゃんのミニチュア家具	11月30日(土)～12月26日(木)	上原美保
干支ねずみの置物	1月7日(火)～30日(木)	町立図書館職員
石の標本	2月1日(土)～27日(木)	山口光彦
ばあばの手作り展	2月29日(土)～3月6日(金) 以降臨時休館	土井友子

③本のテーマ展示

月	大展示	中・小展示	追悼	児童展示	TEEN展示
4月	サヨウナラそしてアリガト ウ平成 令和	イチロー引退お疲れ様でした& がんばれ高校野球 2024年、新紙幣の顔ぶれどんな 人？ 令和 あの日をふりかえる・福知山線 脱線事故	吉沢久子 モンキーパン チ	おすすめ！日本と世界のこど もの本	ちょっと背伸びして読む赤川次 郎・あさのあつこ 「いだてん」特集 アインシュタインに伝えたい！ 百年の夢ほんとうにあったブラッ クホール
5月	愛鳥週間	令和 天皇・皇族特集 おおノオトルダム 祝おめでとう百舌鳥・古市古墳 群世界遺産へ！	阿部牧郎 加藤典洋	おすすめ！日本と世界のこど もの本 おにぎり遠足の絵本 たまごの日	百人一首 母の日ちょこっと特集
6月	書道	ちょっとはやめに課題図書 令和	田辺聖子	この季節だから、じっくりと、読 みたい。 そらとくも	G20大阪サミット「G20を知って るかい？世界の国から大阪に 大集合だよ！」
7月	高校野球	芥川賞・直木賞	谷内こうた	課題図書「夏だ！本を読もう」 夏の絵本	課題図書「夏だ！本を読もう」
8月	掘り出し物の本集めました	THIS IS ANIMATION でいすいず あにめーしょん 1945(昭和20年)ひろしま8月6日 ながさき8月11日		戦争と平和を考える 課題図書「夏だ！本を読もう」 夏の絵本	外国読物・受賞作
9月	ロック ROCK ロック	THIS IS ANIMATION でいすいず あにめーしょん アルツハイマー月間	佐藤雅美 池内紀	たべものの絵本 おつきさまの絵本	ジュニアの新書にはきっとあ る！あなたの興味を満たす1 冊が。
10月	英文併記の本	中村哲さん	和田誠 緒方貞子	読めるアフリカ 絵本でスポーツ/あきの絵本	秋深し。ライトノベルを知らない あなたも、きっと面白い一冊に 出会えます。
11月	本の中の図書館	中村哲さん 人権を考える集い・蓮池薫さん	和田誠 緒方貞子 眉村卓	本の絵本(本のびょういん) 本の中の本	犯人は誰だ…！？じっくり読も う、秋のミステリー
12月	写真は語る	手作り年賀状の本		クリスマスの本 クリスマス絵本・冬の絵本	クリスマスひとりぼっち？いえ いえ、読書で忙しくて。
1月	明智光秀と戦国時代 図書館コラボレーション企 画豊能を知る×川西を知る	英国王室 中村哲さんとペシャワール会	中村哲	お正月、干支、ふゆの絵本	「新年の幕開け。行こう！ファ ンタジーの世界へ！」
2月	あんな賞こんな賞 図書館コラボレーション企 画豊能を知る×川西を知る	明智光秀と戦国時代 みんなで、つけよう免疫力 英国王室	藤田宣永 野村克也	これも、よんでみて！「えほん のもり」番外編	「テレビ化映画化アニメになっ た！映像化された作品たち」
3月	あんな賞こんな賞	東日本大震災 みんなで、つけよう免疫力	古井由吉	春・おひなさまの絵本 ひっこし・おでかけ	「どんな世界かな！？ホクとワ シの未来予想図」

④利用者参加型展示(児童コーナー えほんのもり)

	期 間	タイトル	内容	参加者
4・5月	3月30日(土)～5月16日(木)	すきな本おしえてね	自分が好きな絵本を紙に書いて、出版社をもとに色分けされた場所に貼っていく人気投票。	126人
5月	5月17日(金)～30日(木)	ピクニックへ行こう(おべんとうばこ)	おにぎりや好きなおかずの塗り絵で、オリジナルお弁当を作る。	96人
6月	6月1日(土)～27日(木)	おさかなをつくろう!	絵本スイミーのように小さい魚の塗り絵を貼って、おおきなさかなを描く。	87人
7月	6月29日(土)～7月31日(水)	おさかなをつくろう! エサも作ろう	6月に引き続き実施。進化作業として、魚の餌の塗り絵も作成。参加者には、飼育員証をプレゼント。	82人
8～9月	8月1日(木)～9月15日(日)	としょかんレストラン	好きなメニューに色を塗って貼ろう。	102人
10月	10月5日(土)～24日(木)	たまいれしよう	塗り絵。どんなボールで玉入れする?	76人
11月	10月26日(土)～11月28日(木)	えほんの木を作ろう!	好きにおはなしと絵をかいてオリジナル絵本をつくろう。そして、みんながつくった絵本をよんでみよう!	90人
12月	11月30日(土)～12月26日(木)	サンタさんのお手伝いをしよう	サンタさんが子どもたちに用意するプレゼントづくりを塗り絵で手伝う。	119人
1月	1月7日(火)～30日(木)	かるたをつくろう	50音をつないで、好きな言葉をつくろう。	108人
2月	2月1日(土)～27日(木)	かれきにハートのはなをさかせましよう	参加する人はまずたねをGET。壁面をハートでいっぱいにして!	86人



「サンタさんのお手伝いをしよう」
令和元年11月30日(土)～12月26日(木)

10. 職員研修

【図書館業務研修等・主なもの】

開催日	研修名	人数	会場
平成31年4月20日	阪急沿線むかし図絵「大正・昭和のゆめとまち」	1	逸翁美術館
令和元年5月24日	協力貸出業務担当者連絡会	1	府立中央図書館
5月31日	大阪公共図書館協会総会	1	府立中央図書館
6月2日	手話はてことば第1回	1	豊能町立図書館
6月11日	とよのわたし研究室 ①	1	町立ふれあい文化センター
6月16日	豊能町職員間情報伝達訓練	1	豊能町立図書館
6月18日	絵本の楽しさ 絵本の魅力	2	豊能町立図書館
6月20日	石の文化財実地踏査	2	町内(木代地区、余野地区)
6月21日	本のソムリエ認定講習会連絡会	1	町立吉川中学校
6月30日	手話はてことば 第2回	1	豊能町立図書館
7月9日～10日	戦略的な情報発信研修	1	マッセ大阪
7月12日	人が集まる企画とチラシのデザイン研修	1	マッセ大阪
7月16日	とよのわたし研究室 ②	1	吉川自治会館
7月28日	プライバシー保護ガイドラインセミナー	1	大阪私学会館
8月～10月	リモートラーニングによる情報セキュリティー研修	9	豊能町立図書館
8月6日	とよのわたし研究室 ③	1	吉川自治会館
8月7日	豊能町職員間情報伝達訓練	2	豊能町役場
8月8日	ビブリオバトル研修(実践編)	1	エル・おおさか
8月8日	実務者のための古文書の整理に関する講座	1	河内長野市立図書館
8月22日	主事及び主任級職員研修	1	豊能町役場
8月30日	府立図書館出前講座「府立図書館の活用」	12	豊能町立図書館
9月10日	とよのわたし研究室 ④	1	吉川自治会館
9月26日	子どもの読書活動推進支援養成講座	1	府立中央図書館
9月27日	図書館資料保存研修	1	国立国会図書館 関西館
10月8日	とよのわたし研究室 ⑤	1	吉川自治会館
10月29日	とよのわたし研究室 ⑥	1	吉川自治会館
10月30日	「じぶん、まる！」	1	ひかり幼稚園
12月18日	SDGs(持続可能な開発目標)講習会	1	豊能町役場
12月19日	豊能町職員間情報伝達訓練	2	豊能町役場
令和2年1月8日	大阪公共図書館大会	1	大阪府立中央図書館
1月10日	大阪公共図書館協会参考業務実務研修	1	大阪府立中央図書館
1月28日	大阪公共図書館協会専門別参考業務実務研修 郷土資料	1	大阪府立中央図書館
1月28日	人権教育セミナー	1	エル・おおさか
1月29日	大阪公共図書館協会専門別参考業務実務研修 人文系資料 ①	1	大阪府立中央図書館
1月31日	大阪公共図書館協会児童サービス実務研修 ①	1	大阪府立中央図書館
2月5日	大阪公共図書館協会専門別参考業務実務研修 人文系資料 ②	1	大阪府立中央図書館
2月6月	どう変わる！読書バリアフリー法施行後の図書館サービス	1	大阪府立中央図書館
2月6月	大阪府社会教育振興協議会北ブロック研修会	1	箕面市立文化・交流センター
2月7日	第二回大阪公共図書館協会研修会 「超高齢社会における地域コミュニティの拠点としての図書館のあり方」	1	大阪府立中央図書館
2月14日	大阪公共図書館協会専門別参考業務実務研修 人文系資料 ③	1	大阪府立中央図書館
2月15日	第一回教育フォーラム	1	町立ユーベルホール
2月19日	大阪公共図書館協会児童サービス実務研修 ②	1	大阪府立中央図書館
2月28日	消防訓練	13	豊能町立図書館

11. 図書館の指標

町民1人あたり貸出冊数（貸出冊数／人口）	9.52 冊
有効登録者1人あたり貸出冊数（貸出冊数／有効登録者数）	29.07 冊
平均貸出冊数（貸出冊数／貸出人数）	3.05 冊
町民登録率（町民有効登録者数／人口）	32.76 %
蔵書回転率（貸出冊数／蔵書冊数）	1.25 回
町民1人あたり蔵書冊数（蔵書冊数／人口）	7.60 冊

貸出冊数		183,107 冊
貸出人数		60,113 人
有効登録者数		6,298 人
有効登録者のうち、町民(個人)登録者		5,097 人
蔵書冊数	一般	99,793 冊
	児童	40,031 冊
	雑誌	3,048 冊
	視聴覚資料	3,194 点
	合計	146,066 冊 (点)
人口（令和2年3月末）		19,227 人

(参考)

区分	図書館	中央公民館図書室
開館日数	252 日	266 日
貸出冊数	169,608 冊	13,499 冊
貸出人数	56,356 人	3,757 人
1日あたり貸出冊数（貸出冊数／開館日数）	673 冊	51 冊
1日あたり貸出人数（貸出人数／開館日数）	224 人	14 人

12. 資料

○豊能町立図書館設置条例

昭和60年9月10日条例第22号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定により、豊能町に図書館を設置する。その名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 豊能町立図書館
- (2) 位置 豊能町光風台5丁目1番地の2

(事業)

第2条 図書館は法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 読書案内及び読書相談
- (3) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (4) 学校、公民館等との連絡協力
- (5) 読書会、講習会、資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 分室の設置、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回
- (7) その他図書館の目的達成のため必要な業務

(職員)

第3条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定により、豊能町立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員の任期は2年とする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は妨げない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日条例第11号) この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第14号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○豊能町立図書館運営規則

昭和60年11月20日教育委員会規則第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は豊能町立図書館設置条例(昭和60年条例第22号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき豊能町立図書館(以下「図書館」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 図書館奉仕

(事業)

第2条 図書館は条例第2条第7号の業務として以下の事業を行う。

- (1) 個人貸出、団体貸出
- (2) レファレンス
- (3) 地方行政資料、郷土資料、学校資料及び住民資料の収集並びに保存
- (4) 館報その他読書資料の発行及び頒布
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- (6) 読書団体との連絡、協力並びに団体活動の促進
- (7) 図書館広域利用事業
- (8) 中央公民館図書室の運営
- (9) その他図書館の目的達成のため、必要な事業

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (3) 館内整理日(月末の日以前における直近の金曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭

(4) 特別整理期間(年間14日以内で館長の定める日)

(入館者の心得)

第5条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さぬこと
- (2) 館内において静粛にし、他人に迷惑をかけぬこと
- (3) 館長が特に必要があると認めるときを除き、館内において飲食をしないこと
- (4) 図書館の敷地内で喫煙しないこと

(入館の制限)

第6条 館長は、伝染病者、酩酊者、その他館内の秩序を乱すおそれのある者に対して入館を禁止し、又は退館させることができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、この規則の規定若しくは館長の指示に従わない者に対して、図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(弁償の義務)

第8条 利用者が、図書館資料を汚損し、破損し、又は紛失したときは、直ちに資料汚損・破損・紛失届(様式第1号)により館長に届け出るとともに、現物をもって弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項において同一物の入手が困難と認められる場合は、館長の指示する代物をもって、これに代えることができる。

3 利用者が図書館の設備、器具等を故意又は重大な過失により損傷し、又は滅失したときは、その行為により生じた損害を賠償しなければならない。

第3章 個人貸出

(貸出の対象、手続)

第9条 資料の貸出ができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本町に居住する者
- (2) 本町に通勤し、又は通学する者
- (3) 館長が必要と認める者

2 資料の貸出を希望する者は、図書利用券申込書兼記載事項変更届(様式第2号)により登録し、図書利用券(様式第3号)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(図書利用券の紛失又は記載事項の変更)

第10条 図書利用券を紛失したとき又は図書利用券申込書兼記載事項変更届の記載事項に変更を生じたときは、速やかに館長に届出なければならない。

(貸出の冊数、期間)

第11条 資料の貸出は10点以内とし、貸出期間は2週間以内とする。ただし館長が特に必要と認めるときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

2 貸出期間の延長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、期間内に申出があれば申出日から2週間までを限度として延長ができる。ただし延長は、1点につき1回限りとする。

(1) 申出に係る資料に対し他の利用者の予約がないこと。

(2) 申出者に貸出中の他の資料に返却期限を経過したものがないこと。

(館外貸出の制限)

第12条 参考図書などの他館長が特に指定した資料は館外貸出を行なわないものとする。

(資料の返却)

第13条 資料を返却期限内に返却しなかった者に対し、館長は状況により一定期間資料の利用を停止することができる。

第4章 団体貸出

(貸出の対象、手続)

第14条 団体で図書館の資料を利用できる者は、町内で一定の読書活動を行っている団体とする。

2 資料の貸出を希望する団体は、図書利用券申込書兼記載事項変更届(様式第2号)により登録し、図書利用券の交付を受けこれにより申し込まなければならない。

(資料の貸出冊数、期間)

第15条 団体で利用する資料の貸出冊数は、1団体1回200冊以内とする。貸出期間は2か月以内とする。ただし館長が特に必要と認めるときは、冊数及び期間を別に指定することができる。

(図書利用券の紛失又は記載事項の変更及び資料の返却)

第16条 図書利用券の紛失又は記載事項の変更及び資料の返却に関しては、第10条及び第13条の規定をそれぞれ準用する。

第5章 集会室の利用

(集会室の利用)

第17条 集会室を利用しようとする者は、豊能町立図書館集会室利用許可申請書(様式第4号)を使用する日の3日前までに館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、豊能町立図書館集会室利用許可書(様式第5号)により行う。

3 集会室を利用できる者は、主として豊能町民によって構成される図書館関係団体及び読書関係団体とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 集会室を利用できる日時は、図書館の開館日の午前10時から午後5時30分までとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の不承認)

第18条 館長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室の利用を承認しない。

- (1) 図書館事業の目的と合わない活動を目的とした利用
- (2) 営利を目的とした事業での利用
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした利用
- (4) 風紀を害し秩序を乱すなど管理運営上支障があると判断した場合

(利用の制限)

第19条 館長は集会室の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用条件を変更し、利用を停止し、又は利用の承認を取消することができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき
- (2) 利用目的が承認時と異なるとき
- (3) 災害その他の事故により、集会室の利用が困難になったとき
- (4) 館長が図書館運営上特に必要があると認めるとき

第6章 図書館資料の寄贈及び寄託

(寄贈の受入)

第20条 図書館は、図書館資料の寄贈をうけ他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

2 寄贈資料の受入は館長が行う。

3 図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈・寄託申込書(様式第6号)を館長に提出し承認を得た後、現物を提出するものとする。

4 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を町で負担することができる。

(寄託資料の受入、保管)

第21条 図書館は図書館資料の寄託をうけることができる。図書館に図書館資料を寄託しようとする者は、図書館資料寄贈・寄託申込書(様式第6号)を館長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 寄託資料の受入は館長が行う。

- 3 寄託資料は、他の一般資料と同様に扱う。ただし、館外貸出については、寄託者の承認をもってする。
- 4 寄託資料がやむを得ない理由により、汚損、紛失又は破損したときは、図書館はその責を負わない。

第7章 図書館協議会

(図書館協議会)

第22条 図書館協議会(以下「協議会」という。)は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

第23条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長、副会長は委員の互選による。

3 会長及び副会長の任期は1年とする。

4 会長は会務を総理する。

5 副会長は会長に事故あるとき、又は欠けたるときは、その職務を代理する。

第24条 会議は会長が招集する。議長は会長が務める。ただし委員の1/3以上の請求がある場合には、臨時に招集することができる。

第25条 協議会は委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 協議会の議決は、出席委員の過半数でこれを決する。ただし可否同数の場合は会長の決するところによる。

第26条 協議会の庶務は図書館において処理する。

第27条 その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年6月29日教委規則第5号)

この規則は、公布の日より施行する。

附 則(平成4年3月18日教委規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月30日教委規則第3号)

この規則は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成10年11月30日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成12年3月24日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月25日教委規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上で、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(令和元年6月28日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の豊能町立図書館運営規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上で、この規則による改正後の豊能町立図書館運営規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

豊能町立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊能町図書館設置条例(昭和60年9月条例第22号)第2条(1)に、規定する事業を円滑に行うため、豊能町立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 豊能町立図書館は、生涯学習社会における公共図書館の役割として住民の要求や社会的な動向に十分配慮し、広く住民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集する。

2 資料の収集にあたっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて排除することなく、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(資料収集の範囲)

第 3 条 収集する資料の範囲は、国内出版物を中心に、全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。

(資料収集の種類及び方針)

第 4 条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般図書

一般図書は、学習、教養、調査研究、実用及びレクリエーション等に資するため、入門的な図書の他必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

(2) 児童図書

児童書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料及び調査研究のための資料を収集する。

(3) 参考図書

参考図書は、一般的な調査研究のため必要な事典、辞典、年鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集する。

(4) 地域資料

豊能町に関する資料は、周辺地域一帯を含めた地域の歴史、地誌、民族、芸術、文化及び産業等を記録した資料を収集する。

(5) 行政資料

豊能町が発行する資料、及び必要に応じ町外の行政機関が発行する資料も収集する。

(6) 逐次刊行物

新聞は主要全国紙を中心に収集する。専門誌、機関紙などについては、必要に応じて収集する。

雑誌は、国内発行の各分野の基本的・代表的な雑誌を中心に、必要に応じて収集する。

(7) 視聴覚資料

視聴覚資料は、学習、教養及び実用等に資するため、必要に応じて収集する。

(8) 障害者サービス用資料

図書館利用に障害のあるひとたちへのサービスのため、録音図書、点字図書、大活字本、その他必要に応じて収集する。

(9) その他資料

パンフレット等は、必要に応じて収集する。

(10) 寄贈資料

寄贈資料の受入についても、この収集要綱を適用する。

(複本)

第5条 特に利用の多い資料は複本を揃える。

(未所蔵資料へのリクエスト)

第6条 リクエストされた未所蔵資料は、できる限り収集するように努める。

(蔵書の更新及び除籍)

第7条 常に質の高い新鮮な資料構成を維持し、充実させるため、別に定める除籍・廃棄要綱に基づいて資料の更新・除籍を行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資料の収集に関する事項については、館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。従前の「豊能町立図書館資料収集要綱」(平成11年8月14日制定)は廃止する。

豊能町立図書館個人貸出実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館運営規則(昭和60年教育委員会規則第3号。以下「運営規則」という。)に基づき、豊能町立図書館(以下「図書館」という。)が行う個人単位での貸出し(以下「個人貸出し」という。)に関し、円滑に資料の館外貸出しサービスを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 個人貸出しを利用することができる者は、豊能町内に居住するか通勤、通学する者とする。

(利用の登録)

第3条 個人貸出しを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、運営規則第9条第3項に規定する図書利用券申込書兼記載事項変更届(以下「申込書」という。)を図書館長(以下「館長」という。)に提出し、あわせて前条の条件を確認できる公的機関が発行する証明書等を提示しなければならない。館長は前条の条件を確認し、図書利用券を交付する。

- 2 図書利用券の有効期間は3年とする。
- 3 利用券の有効期間の延長を希望する利用者は、第2条に掲げる条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。
- 4 利用者は、申込書の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに届出て、前条の条件を確認できる証明書等を提示しなければならない。その受付日より有効期限日を更新する。
- 5 第2条に該当しなくなった場合は、すみやかに届出なければならない。

(貸出資料の範囲)

第4条 個人貸出の対象となる資料(以下「貸出資料」という。)の範囲は原則として図書、雑誌、紙芝居、CD、DVD、ビデオテープ、カセットテープ等とする。

(貸出数量と期間)

第5条 貸出資料の数量は、13点(内、図書、雑誌、紙芝居は10点・視聴覚資料は2点・セットコミックは1セット)、期間は2週間以内とする。

ただし、他の利用を妨げない限り、貸出期間内に延長することができる。

期間は一回に限り2週間以内とする。が、セットコミックについては延長することができない。

- 2 他の利用者が当該資料に予約をしているときは、延長することができない。

3 貸出中の他の資料に返却期日切れ資料があるときは、延長することはできない。

(資料の予約・リクエスト)

第6条 利用者は、窓口、利用者開放端末、及び図書館ホームページから、所蔵資料の貸出の予約をすることができる。

- 2 未所蔵資料は、窓口でリクエストをすることができる。
- 3 予約及びリクエストの受付件数は館長が別に定める。

(利用の制限)

第7条 運営規則第13条に規定する返却期日までに資料を返却しなかった利用者に対し、館長は、一定期間資料の貸出を停止することができる。

- 2 1日でも、1冊でも返却期日までに返却がなかった場合、期日切れの全ての資料の返却が確認されるまで貸出停止することができる。

(破損等の届出)

第8条 利用者は、貸出資料を破損し、または亡失したときは、直ちに資料紛失・汚損・破損届により貸出を受けた図書館に届出なければならない。

(弁償の義務)

第9条 利用者が、貸出資料を破損または亡失したときは、運営規則第8条の定めるところにより、弁償しなければならない。

- 2 前項の規定による貸出資料の弁償は、現物によるものとする。ただし、絶版、品切れ等により同一物が手に入らないと館長が認めるときは、館長が指定する代物をもって、これにかえることができる。
- 3 貸出資料の管理において、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、これを免除することができる。

(図書利用券の紛失)

第10条 利用者が、図書利用券を紛失、破損又は盗難等にあつたときは、直ちに届けなければならない。館長は、新たに図書利用券の再発行をすることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

豊能町立図書館団体貸出実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館運営規則(昭和60年教育委員会規則第3号。以下「運営規則」という。)に基づき、豊能町立図書館(以下「図書館」という。)が行う団体単位での貸出し(以下「団体貸出し」という。)に関し、円滑に資料の館外貸出サービスを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用団体の範囲)

第2条 団体貸出を利用することができる団体は豊能町内に所在する学校(大学を除く。以下同じ。)幼稚園、保育所、子ども園、社会福祉施設等で、当該団体内利用者が10人以上ある団体を対象とする。

(登録)

第3条 団体貸出を利用しようとする団体(以下「利用団体」という。)は、代表者を定め、所定の「図書利用券申込書兼記載事項変更届」を図書館長(以下「館長」という。)に提出し利用登録を受けなければならない。

- 2 団体貸出しの登録の有効期限は1年とし、更新の始期を4月1日とする。
- 3 登録を受けた利用団体は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

(貸出資料の選書)

第4条 貸出資料の選書は団体の希望資料とする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出数量及び期間)

- 第5条 貸出資料の貸出数量及び期間は、運営規則第15条の定めるところにより、1団体1回200冊以内とする。貸出期間は2か月以内とする。
- 2 利用頻度の高い資料については短期貸出とする場合もある。
 - 3 他館からの借用資料については3週間以内とする。
 - 4 貸出された資料は、当日持ち帰ることとする。
 - 5 貸出された資料は、又貸してはならない。

(破損等の届出)

第6条 利用団体は、貸出資料を破損し、または亡失したときは、直ちに資料紛失・汚損・破損届により貸出を受けた図書館に届け出なければならない。

(弁償の義務)

- 第7条 利用団体が貸出資料を破損または亡失したときは、運営規則第8条の定めるところにより、弁償しなければならない。
- 2 前項の規定による貸出資料の弁償は、現物によるものとする。ただし、絶版、品切れ等により同一物が手に入らないと館長が認めるときは、館長が指定する代物をもって、これに代えることができる。
 - 3 貸出資料の管理において、館長がやむを得ない事情があると認めるきは、これを免除することができる。

(報告)

第8条 利用団体は、貸出を受けた図書館から求められた場合は、団体貸出の利用状況等について報告をしなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、団体貸出の運用に必要な事項は館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

豊能町立図書館資料弁償に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館運営規則(以下「規則」という。)第8条に規定するもののうち図書館資料の弁償の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料汚損・破損・紛失の届出)

- 第2条 利用者が、図書館資料を汚損・破損・紛失した場合は、資料汚損・破損・紛失届(様式第1号)にて当該図書館長に速やかに届け出るとともに、その弁償手續きをとるものとする。
- 2 資料汚損・破損・紛失届をもって利用状況を確認した後、図書館担当者は、資料汚損・破損・紛失届を受けた当該資料について、図書館コンピュータシステムの資料情報に「弁償中」の旨を入力処理するものとする。
 - 3 システムより利用者控及び図書館保管分を出力し利用者控は届出時に利用者へ交付し、図書館保管分は届出書に添付する。

(弁償資料の受領)

第3条 弁償手續きによる弁償資料を受領した場合、汚損・破損・紛失届出内容確認書に受領印を押し受領日を記入し利用者へ返却するものとする。

(返却処理)

第4条 第2条で届け出た資料が汚損・破損の場合は通常返却処理をし、その他の処理手続きをするものとする。また、紛失の場合、返却されたものとみなして返却処理をし、その他の必要な処理手続きをするものとする。

(受入処理)

第5条 受領した資料は受入処理を行い、資料汚損・破損・紛失届は毎月末報告書にまとめ決裁後、5年間保存するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

豊能町立図書館資料の除籍・廃棄に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館が所蔵する資料の除籍・廃棄に関して必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 豊能町立図書館は、常に住民の要望と期待に沿った適切な資料構成を維持し、開架並び閉架書庫の効率的な管理を図るため、除籍・廃棄をするものとする。

(除籍の基準)

第3条 除籍は、次の各号に掲げる基準により、これを行う。

1 亡失

- (1) 回収不能及び現物弁償不能となり、貸出し時から3年以上経過したもの。
- (2) 3年以上所在不明となったもの。
- (3) 災害・その他の事故により失われたもの。

2 毀損

- (1) 図書資料は、はなはだしい汚損若しくは破損のため、修理製本ができないもの、又は製本値がないと認めたもの。
- (2) 視聴覚資料は、映像または音声の再生が不完全で、資料としての価値を失ったもの。

3 不用

経年等により、内容的にみて利用価値が少なくなったもの。

- (1) 図書については資料の購入年月日から起算して1年以上、雑誌については保存年限、視聴覚資料については3年以上経過し、内容的にみて利用価値が少なくなったもの、又は資料としての価値を失ったもの。
- (2) 同一資料で複数所蔵のある資料。
- (3) 貸出実績や資料の保存価値、収蔵能力等を総合的に判断し、所蔵することが適当でなくなった資料。
- (4) その他、図書館長が不用と認めたもの。

4 その他

図書資料については以下の通りとする。

- (1) 分冊若しくは合冊により数量更正しようとするもの。
- (2) 館長が所属換を必要と認めたもの。

視聴覚資料については以下の通りとする。

- (3) 利用、貸出及び管理上、数量更正・所属換が適当と判断されるもの。
- (4) 館長が所属換を必要と認めたもの。

(廃棄の基準)

第 4 条 廃棄は、次の基準により、これを行う。

- 1 前条第2項又は第3項に該当する図書館資料等。

(除籍・廃棄の決定等)

第 5 条 図書館資料の除籍・廃棄は図書館長が決定するとともに、除籍・廃棄とする図書等の有効利用を図り住民の読書活動に資することを目的として、学校・その他の公共施設及び住民等に対して、これを無償譲渡することができる。

- 2 譲渡する資料のうち、学校及びその他の公共施設において、相当の利用が見込まれるものについては、当該施設に優先的に譲渡することができる。
- 3 譲渡にあたっては、公平性の確保の観点から広く住民等に周知する。
- 4 譲渡する資料は豊能町立図書館の蔵書と明確に区別できるように表示する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、資料の除籍に関し、統一的な処理を要する事項については館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

豊能町立図書館除籍資料等の無償譲渡に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「豊能町立図書館資料の除籍・廃棄に関する要綱」第3条に基づき、豊能町立図書館において除籍した資料のうち再利用に耐え得るものの再活用を図り、住民の読書活動に資することを目的として、除籍資料等の無償譲渡に関する必要事項を定める。

(無償譲渡対象者)

第 2 条 除籍資料等の無償譲渡を受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 豊能町が設置する施設。
- (2) 豊能町に所在する学校、公共施設及び公共団体。
- (3) 豊能町に活動の本拠を置き、町内を専らその活動の範囲とする団体。
- (4) 豊能町に住所を有する者、又は町内に通勤若しくは通学をしている者。
- (5) その他、館長が適当と認める者。

(無償譲渡の冊数)

第 3 条 無償譲渡する除籍資料等の冊数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に定めるもの 200冊以内
- (2) 前条第3号に定めるもの 100冊以内
- (3) 前条第4号及び第5号に定めるもの 20冊以内

(無償譲渡の手続き)

第 4 条 除籍資料等の無償譲渡を受けようとするものは、豊能町立図書館除籍資料等無償譲渡受領書(別記様式)を提出しなければならない。

(無償譲渡の条件)

第 5 条 除籍資料等の無償譲渡を受けたものは、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 譲渡を受けた除籍資料等は、売却するなど営利目的に利用しないこと。
- (2) 譲渡を受けた除籍資料等は、団体等にあつては専ら図書館と同種の用途以外の用途に供しないこと。
- (3) 譲渡を受けた除籍資料等は、個人にあつては、自己の読書以外の目的に使用しないこと。
- (4) 譲渡を受けた除籍資料等が不用になった場合は、譲受人において適切に処理すること。

(無償譲渡の取消)

第 6 条 除籍資料等の無償譲渡を受けたものが、前条各号を遵守しなかったときは、無償譲渡を取り消し、又は以降の無償譲渡を行わないことができる。

(委任)

第 7 条 この要領の実施に関して必要な事項は、図書館館長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

豊能町立図書館と他市町図書館との相互貸借に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、図書館法第3条第4項及び豊能町立図書館設置条例第2条の規定に基づき、公共図書館と資料の相互貸借を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象図書館等)

第 2 条 図書館資料の貸出対象図書館等は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法第2条に規定する公立図書館
- (2) その他図書館長が認める図書館または機関

(貸出の申込)

第 3 条 貸出を受けようとする図書館等(以下「借受館」という。)は、窓口館となる豊能町立図書館(以下「本町図書館」という。)に、文書・FAXによる通知もしくは直接来館することにより貸出申込を行うことができる。

(貸出できない図書館資料)

第 4 条 貸出できない図書館資料は、以下のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 禁帯出の資料
- (2) 受入後6ヶ月以内の図書及び雑誌
- (3) 利用頻度が極めて高い資料
- (4) 視聴覚資料(障害者向けカセット以外)
- (5) 新聞
- (6) マンガ・コミック
- (7) 行事用資料
- (8) 損耗の著しい資料
- (9) その他図書館長が特に指定する資料

(貸出冊数)

第 5 条 貸出すことのできる資料は、借受館1館につき10冊以内とする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第 6 条 資料の貸出期間は、以下の通りとする。

- (1) 資料の貸出期間は、1ヶ月以内とする。
- (2) 貸出期間は、延長しないものとする。
- (3) 返却期限日までに本町図書館に必着。
- (4) 図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(送付方法と経費)

第 7 条 図書館資料の貸出・返却方法と経費の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 資料の貸出・返却は、借受館職員への直接手渡し、又は書留郵便扱い等、本町図書館の指定する郵送方法によるものとする。
ただし、大阪府立図書館協力車及び連絡便を利用する借受館は、この限りでない。
- (2) 資料の貸出・返却に要する費用は、借受館の負担とする。

(予約の順位)

第 8 条 予約の順位については、相互貸借申込の受付後に、本町図書館利用者からの予約が発生した場合は、当該利用者(借受館を除く)の予約を優先するものとする。

(貸出資料の事故等)

第 9 条 借受館は、貸出を受けた資料の紛失又は破損したときは、「豊能町立図書館運営規則」に準じ、現物又は館長が指定する資料を弁償するものとする。

(点字図書等の貸出)

第 10 条 点字図書及び音訳図書の相互貸出については、別途協議のうえ定める。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が定めるる。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

豊能町立図書館インターネット端末利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館及び中央公民館図書室における利用者用インターネット端末(以下「端末」という)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 図書館利用者の調査研究等に資するための情報サービスの一環として、端末を設置し、利用者の情報格差解消と情報活用能力の向上及び従来の紙媒体を中心とする資料に加え、インターネット上の情報を活用し、情報拠点としての図書館機能の高度化を図ることを目的とする。

(利用できる情報)

第3条 利用者は、次の各号に掲げる情報の閲覧をすることができる。

- (1) インターネット上のウェブページの閲覧
- (2) オンラインデータベースの閲覧

(利用できる者)

第4条 端末は、次条の利用申込みをし、使用を認められた者に限り利用することができる。

(利用申込み)

第5条 端末を利用しようとする場合は、所定の申込書に必要事項を記入の上、図書利用券もしくは名前及び住所が確認できる公的機関等が発行する書類とともに申し込まなければならない。

- 2 小学生未満で端末を利用する場合は、前項の手続きに加え、保護者と同伴の場合に限り利用できる。
- 3 端末の利用にあたっては、図書館職員(以下「職員」という。)の指示に従わなければならない。

(利用端末の指定)

第6条 利用する端末は、職員が指定する。

(利用時間)

第7条 端末の利用時間は図書館の開館時間内とする。

- 2 端末の利用は、1人1回30分以内とする。
- 3 利用時間を経過した時点で新たな利用申込者がいない場合には、延長して利用することができる。ただし、利用は、1人1日2回(最長1時間)までとする。
- 4 前項において、延長して使用している間に新たな利用申込者があった場合は、職員は、最も長時間利用している者から利用を中止することができる。
- 5 第1項の規定に関わらず、図書館主催の行事、機器のメンテナンス、その他の管理運営上必要があるときは、端末利用の制限を行うことがある。

(禁止事項)

第8条 端末利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ウェブページの閲覧以外の利用
- (2) 有料コンテンツの利用
- (3) メールの閲覧・送受信(ウェブメールを含む)、チャット、掲示板等への書込み、ショッピング、ゲーム等の発信行為
- (4) ワープロ等のスタンドアロン・パソコンとしての利用
- (5) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール
- (6) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (7) フロッピーディスク、CD-ROM、USBスティックメモリ等の外部記憶媒体の使用
- (8) 図書館での閲覧に相応しくない、いわゆるアダルトサイト等へのアクセス・閲覧
- (9) ウェブページの印刷ならびに撮影
- (10) 他の利用者及び第三者に著しく迷惑となる行為
- (11) 他の利用者及び第三者の、著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (12) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
- (13) 端末、机、椅子等の図書館備品の破損、汚損
- (14) 第2条に規定する設置目的を逸脱する行為
- (15) その他、これらに準ずる行為

(情報の制限・管理)

第9条 図書館は、第2条の規定にかかわらず、前条の行為を防止するため、フィルタリングソフト等により、利用者が閲覧できる情報に制限を設けることができる。

(利用の制限)

第10条 図書館は、第8条に掲げる禁止行為を行った者に対し、端末の利用を禁止することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者の行為により、図書館又は第三者に損害を与えた場合は、当該利用者(未成年等の場合はその保護者等)が責任を負うものとする。

- 2 図書館は、利用者による端末利用から生じるすべての経済的、法的責任を負わない。

(利用料金)

第12条 端末利用は無料とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

豊能町立図書館資料等複写取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館及び中央公民館図書室(以下「図書館」という。)が行う図書館所蔵資料(以下「資料」という。)の複写に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 複写 図書館資料を複写機により用紙に複写すること及びデータベース等(文字、数値、図形等又は特定の目的に係る集合物であって、それらを電子計算機を用いて検索その他の処理ができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)のデータを用紙に出力することをいう。

(著作権法の遵守)

第3条 複写の実施に当たっては、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項の規定を遵守しなければならない。

(複写の対象)

第4条 複写の対象となる図書館資料等は、図書館が所蔵する図書館資料(図書館が提供するデータベースのデータを含む。)、寄託された図書館資料及び他の図書館等から図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書館資料(以下「借受資料」という。)とする。ただし、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 図書館資料の造形上又は技術上複写が困難なもの。
- (2) 複写により損傷をきたすおそれのあるもの。
- (3) 寄託された図書館資料で寄託の条件として複写を禁止されているもの。
- (4) 借受資料で貸出館が明示的に複写を禁止しているもの。
- (5) その他館長が不相当と認めたもの。

(複写の条件)

第5条 前条で規定する複写の対象となる図書館資料等について、次の場合に複写物を提供するものとする。

- (1) 個人の利用者の調査研究のために複写をする場合
- (2) 公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物はそのすべて)を1人につき1部を複写する場合。ただし、CD-ROM等の電子出版資料及び図書館が提供するデータベースのデータにあつては、許諾の範囲内とする。
- (3) 借受資料にあつては、図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書複製に関するガイドライン(平成18年1月1日社団法人日本図書館協会、国公私

立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会)に基づき複写する場合

(取扱時間)

第6条 複写の取扱時間は、図書館の開館時間内とする。

2 複写の申込者が多い場合、複写枚数が多量の場合等であって、開館時間内に複写が完了しないときは、翌開館日以降の開館時間内とする。

(複写の経費)

第7条 複写利用者が負担すべき費用の額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、1枚の用紙に両面複写する場合は、2枚として計算する。

- (1) 白黒 1枚につき10円
- (2) カラー 1枚につき50円

(申込手続)

第8条 複写を希望する者は、図書館及び図書室資料複写申込書(別記様式第1号)を館長に提出し、館長の承認を受けなければならない。

(複写の方法)

第9条 複写は、あらかじめ図書館が設置した複写機を利用者が自ら操作して行い、必要に応じて職員が確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員が複写を行うものとする。

- (1) CD-ROM等の電子出版資料
- (2) データベースのデータ
- (3) 借受資料で貸出館が利用者本人による複写を禁止しているもの
- (4) その他館長が必要と認めた場合

(複写資料の取扱い)

第10条 利用者は、複写をするに当たり、複写の対象となる図書館資料等を損傷しないように配慮しなければならない。

(複写の責任の所在)

第11条 利用者は、複写をするに当たり、施設又は図書館資料等若しくは備品等を汚損、破損又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 機器の故障による場合を除き、複写物に瑕疵が発生しても図書館はその責を負わない。

3 複写した図書館資料等の著作権に関する一切の責任は、複写利用者が負うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行する。

豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱(以下ギャラリー等)の使用方法について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

第2条 ギャラリー等は、原則として豊能町内に在住、在学又は在勤する者、若しくは主として豊能町内を活動範囲とする個人及び団体が利用できるものとする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、図書館長(以下館長)が必要と認める場合にはこの限りでない。

(利用場所等)

第3条 The.ギャラリーは、豊能町立図書館(以下「図書館」という。)テラス内の展示スペースを指し、展示する際はパネルを使用することとする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、館長が必要と認める場合にはこの限りでない。

2 ガラスの大箱は、図書館内のガラスケースの展示スペースを指し、展示する際はケース内に収まる大きさのものを展示することとする。

3 展示する作品の搬入、搬出、展示及び展示期間中の作品管理等は、利用者が主体となって、これを行うものとする。

(利用期間及び時間)

第4条 ギャラリー等の利用期間及び時間は、以下のとおりとする。ただし、作品展示の趣旨等に鑑みて、館長が必要と認める場合にはこの限りでない。

2 The.ギャラリーの利用期間は4週間以内とする。

3 ガラスの大箱の利用期間は1か月間(館内整理日の翌日から翌月の館内整理日の前日まで)とする。

4 展示時間は、豊能町図書館運営規則(以下「規則」という。)第3条第1項に規定する開館時間とする。ただし、利用期間の最終日は、午後4時までとする。

(利用手続)

第5条 ギャラリー等を利用しようとする者は、「豊能町立図書館 The.ギャラリー及び

ガラスの大箱利用申込書(第1号様式)」を館長の指定する期日までに館長に提出し利用の承認を受けなければならない。

2 第1項の規定による申込書の提出時間は、規則第3条第1項に規定する開館時間とする。

3 館長は、第1項の申込書が提出された時は、その申込内容を審査し、その利用の可否について決定する。

4 館長は、前項の規定によりギャラリー等の利用の可否を決定したときは、「豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用承認(不承認)書(第2号様式)」を交付する。

5 次の各号の一に該当するときは、館長は、第3項の利用の承認をしない。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(3) 図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、館長が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 ギャラリー等の使用料は、無料とする。

(利用権の譲渡の禁止)

第7条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し)

第8条 館長は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を停止することができる。

(1) 利用の目的または利用条件に違反したとき。

(2) この要綱または館長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事情により施設の利用ができないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要があると認めるとき。

2 館長は、ギャラリー等の利用の承認を取り消したときは、「豊能町立図書館 The.ギャラリー及びガラスの大箱利用承認取消通知書(第3号様式)」により利用者に通知する。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設の利用が終了したとき、または利用承認を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に復して返さなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 規則第8条第3項の規定に基づき、利用者は、施設等に損害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、館長は、止むを得ない理由があると認めるときは、その額を減額または免除することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 25 日から施行する。

豊能町立図書館ボランティア活動実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、ボランティア活動を生涯学習の重要な活動と位置づけ、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 8 号に規定する活動の機会を提供するとともに、町民等と行政が協働し、町民等に開かれ親しまれる豊能町立図書館(以下「図書館」という。)の実現を図るため、図書館におけるボランティア活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 ボランティアとして登録した個人及び団体を豊能町立図書館ボランティア(以下「ボランティア」という。)と称する。

(活動内容)

第 3 条 ボランティアの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書館事業支援
- (2) 図書館業務支援
- (3) その他豊能町立図書館長が適当と認めるもの

(資格)

第 4 条 ボランティアは次の要件を満たすことを必要とする。

- (1) 豊能町立図書館等が実施する研修・講座を受講していること。
- (2) その他図書館長が適当と認めた者であること

(ボランティアの責務)

第 5 条 ボランティアは、活動を行うにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) この要綱に定めるもののほか、図書館業務に関する法令、条例、規則その他図書館等が定めることを遵守するとともに、職員の指示に従わねばならない。
- (2) ボランティア活動中において、知りえた個人情報に関する事項は漏らしてはならない。ボランティアの活動を退いた後も、同様とする。
- (3) ボランティア活動にあたり、公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を

しないこと。

(4) ボランティア活動中に、政治活動、宗教活動、営利活動、風評の流布等を行わないこと。

(登録)

第 6 条 第 3 条に定めるボランティア活動を希望するものは、豊能町立図書館ボランティア登録申込書(様式第 1 号)を館長に提出するものとし、団体にあつては構成員名簿(様式第 2 号)を添付するものとする。

2 前項の申込をしたものを登録する際には、必要に応じ、個人にあつては本人が、団体にあつては代表者が、館長との面談を行うものとする。

(活動期間)

第 7 条 ボランティアの資格有効期間は、登録した年度の年度末までとする。

2 前項に規定する(以下「活動期間」という)が満了したときは、図書館長の定めるところにより、これを更新することができる。

(登録内容の変更)

第 8 条 ボランティアは、前条の登録内容に変更があつた場合は、豊能町立図書館ボランティア登録事項変更届(様式第 3 号)により、速やかに館長に届け出るものとし、団体構成員に変更があつたときは、構成員名簿(様式第 2 号)を添付するものとする。

(登録の抹消)

第 9 条 館長は、ボランティアが登録の辞退を申し出たとき又は第 5 条に規定するボランティアの責務を遵守できないと認められる場合は、登録を抹消するものとする。

(報酬等)

第 10 条 ボランティア活動に対しての報酬及び交通費の支給は行わないものとする。ただし、館長が特別に認める場合は支給することができる。

(名札の着用)

第 11 条 ボランティア活動を行う際には、ボランティアであることを示す名札を着用しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に図書館におけるボランティア活動を行っている団体等にあっては、第6条の登録を受けたものとみなす。

豊能町立図書館感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館感謝状(以下「感謝状」という。)の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈の対象)

第2条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者(法人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)に対して贈呈する。

- (1) 資料の寄贈により蔵書の充実に貢献した者
- (2) 図書館協議会の委員として図書館の運営に貢献した者
- (3) 図書館においての講座等の実施に貢献した者
- (4) 図書館においての展示等の実施の貢献した者
- (5) 読書関連団体等、図書館の読書推進活動に貢献した者
- (6) 前各号に定めるもののほか、贈呈することが適当と認められる者

(この要綱の適用除外)

第3条 豊能町有功者表彰条例(昭和27年条例第57号)または町制施行40周年記念特別表彰基準の規定に基づき、すでに前条の趣旨により表彰又は贈呈されているものは、この要綱の規定を適用しない。

(贈呈者の決定)

第4条 感謝状の被贈呈者の決定は、図書館長(以下「館長」という)が行う。

(感謝状の贈呈)

第5条 感謝状は館長名をもって作成し、その贈呈は館長が行うこととする。

- 2 感謝状の贈呈は、館長の定める日に行うこととし、記念品を添えて行うことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

豊能町の図書館活動 令和元年度

2020年10月

編集・発行 豊能町立図書館

〒563-0104

大阪府豊能郡豊能町光風台5丁目1番地の2

TEL (072) 738-3304

FAX (072) 738-5096

URL <http://www.town.toyono.osaka.jp/page/dir003948.html>

E-mail toshokan@town.toyono.osaka.jp

豊能町立中央公民館図書室

〒563-0219

大阪府豊能郡豊能町余野26番地

TEL (072) 739-3429

FAX (072) 739-1354